

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

阿部俊作君の質問を許します。御登壇願います。阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） 日本共産党永伸会の阿部俊作でございます。

議長から一般質問のお許しが出ましたので、質問を行いたいと思います。

その前に今日は11日、東日本太平洋沖地震津波の月命日でございます。時間がたったようにも見えますが、この災害において御家族を亡くされた遺族の方、そしてまた、まだいまだ行方不明の御家族の方の心、なかなか癒えるものではないと思いますし、私自身もその思い、非常につらいところもありますけれども、これから先、この地球上でいろんな災害あって当たり前ということが起きております。9日には、先々日ですけれども発生原因の分からない津波が発生してございました。私たちは、これから自然というものにしっかり向き合っていかなければならないのではないかと思います。震災伝承風化と言いますが、いろんな伝承、災害過去からあった伝承するということはデータの蓄積になり私たちの自然に向き合う、そうした手助けになると思います。これからも自然と共に生きていくわけですので、それと向き合って一生懸命頑張っていこうと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまより一般質問に入らせていただきます。

まず私は3つのことをお尋ねします。町条例未公布問題についてと、子育て支援について、そして産業振興についての3つです。

まず初めに、町条例未公布問題についてお尋ねいたします。

第三者委員会からの答申について、全員協議会で当局から説明がありました。第三者委員会では、組織の在り方や日本国憲法の84条に抵触する部分についての条例の具体的な説明もありました。80を超える条例が1年半にも及び未公布であったことは、前例のないことです。人はいろいろな過ちを犯すことは常にあることではあります。それゆえ、社会生活を感情、欲望などに左右されないように、決まりを設けることが考えられました。社会生活を維持し、町民の福祉の向上をつかさどる行政は、決まりを遵守すること

は民主主義の基本であると思います。本事案はちょっとした手続ミスと見えるかもしれませんが、民主主義の原点が壊れかねない要因が含まれていることを考えなければなりません。

そこで、第三者委員会から指摘された組織の在り方について、町長はどのような対策を考えておられるのかお尋ねいたします。

また、条例の未公布においては、法的根拠がないまま町民に負担をかけてしまったことが憲法に反する行為で最大の問題であります。よって、町民に負担をかける条例の未公布期間は、その条例は無効であり、課税された税は返還またはそれに準じた方法が取られるべきと思いますが、当局の考えをお尋ねします。

子育て支援についてお尋ねいたします。

学校給食費の無償化について、またお尋ねいたします。岩手県内の市町村で、学校給食費の無償化をするところが増えてきています。物価高は10月にも各種食料品に波及し、とどまる様子が見えません。6月定例会でも話しましたが、未来を担う子供たちを誰一人取り残すことなく、健やかに育てることは行政に求められる大事なことで、直接支援の学校給食費無償化は有効な手段と思いますが、当局の決断を伺います。

産業振興についてお尋ねいたします。

東京電力福島原発処理水放出について、風評被害にもしっかりと支援をすると政府は述べられましたが、漁業のみならず観光業も影響が出ていると報じられています。国の具体的な支援策は私にはよく分かりませんが、どのようなものか当局が把握していることや、当町の産業への風評被害対策についてお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 阿部俊作議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、条例の公布手続の不備問題についてお答えをいたします。

令和3年9月に、令和2年4月臨時会から令和3年9月の定例会にかけて可決された条例の公布手続の不備があったことが判明をいたしました。

その後、令和3年10月27日から11月2日までの間に未公布であった条例について、公布手続を行いました。議員の皆様には令和4年2月の合同常任委員会において、事実経過及び検討結果等について御説明を申し上げました。

令和4年3月定例会において、「公布手続に不備があった期間について、当初の議決

に想定していた取扱いにしないと、不利益を受ける町民が多数生じ、町の行政運営の多大な支障が生じる可能性があることから、適宜公布・施行されるものとして取り扱うこととしたい」として、町民の皆様へお願いをしたところであります。

しかしながら、同定例会において、「町民の理解と納得が得られない状況のまま行政運営を続けていることは、地方自治・住民自治の根幹に関わる深刻な問題」であるとして調査会議の設置を求める議決の可決を受けたところであります。

可決された議決を厳粛に受け止め、学識者及び弁護士で構成する第三者委員会を設置し、公布手続の不備があったことに関する原因究明及び町民への利益・不利益の判断、分析、再発防止策について諮問し、答申を受けることといたしました。

「条例、規則の公布手続の不備」及び「消防計画の未作成」、「図書館の指定管理制度導入に係る条例の不備」の不祥事について、令和5年3月定例会における議員の発言を真摯に受け止め、襟を正すため、第三者委員会からの答申の前でありましたが、そのための責任を取るため、私の3か月分の給料の全額と副町長の3か月の給料の10%を減額したところであります。

去る6月19日、第三者委員会から答申を受けました。原因究明の結果は、「担当職員の業務が不適切であったこと」、「管理監督が機能しておらず組織としての体制に問題があったこと」、「人員体制に問題があったこと」でありました。

公布手続の不備にあったことに関する町民への利益、不利益の判断分析等については、「不備のあった条例、規則の内容は、町民に大きな不利益を与えるものではないまでとは言えない。それゆえ、不備のあった条例、規則については、当初の施行予定日に遡って施行する旨の規定が抜け落ちてしまっている。これらについては、一定の手続が必要。」とのことであります。

再発防止策については、「職員に対する研修・教育の強化」、「管理監督体制の再構築など組織体制の再整備」、「人員体制を改めること」でありました。

これらの答申を踏まえ、町の対応方針として再発防止するため、人事評価制度を活用した人員の適正な管理と研修の充実を図り、組織体制を班長性から課長補佐・係長制に移行することとしました。

また、慎重な検討を要するものとされた町税条例等については、遡及適用させた場合の不利益の程度や影響を把握するため、関係課と課税実績や滞納処分の有無等を慎重に確認して検討を行った結果、不利益の程度等を総合的に勘案し、合理的な制約として許

容されると判断をいたしました。

公布手続に不備があった条例は、実際、適切に条例が施行されたときと同様に行政事務を進めております。事務的対応になります。問題を解消するため現在進めている行政事務が条例を根拠に行われた形にすべきと考えているところであります。

したがって、公布手続の不備があった条例について、第三者委員会からの答申を踏まえ、問題の解決を図るため、当初予定していた施行日と遡及適用される附則の改正を行う一括的な条例を本定例会に提案させていただきます。

次に、産業振興についてお答えをいたします。

福島第一原子力発電所ALPS処理水の海洋放出については、町としても風評被害等を懸念しているところであり、本年5月23日、国に対して沿岸13市町村で構成する岩手三陸連携会議、岩手県及び岩手県漁業協同組合連合会の連名による緊急要望を行ったところであります。その内容はALPS処理水の処分に係る責任ある対応を求めるものであり、ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保及び風評に負けない強い水産業の実現に向けた取組の支援を要望しております。

また、国の支援策におきましては、令和5年度当初予算において、漁業、養殖業、復興支援事業、被災海域における種苗放流支援事業及び被災地次世代漁業人材確保支援事業などを拡充・強化するとともに、令和4年度補正予算においてALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援の500億円の基金措置が行われるなど実情に応じた支援を行うこととしていることから、その動向を注視しているところであります。

岩手県におきましても、ALPS処理水の海洋放出に伴い、中国政府が日本産水産物の輸入を停止したことなどにより、様々な影響を受ける漁業者及び事業者の相談に対応するため、相談窓口を広域振興局及び県庁に設置しております。

現状、水産業及び観光業における風評被害について、相談、情報等は寄せられていないものの、町におきましても長期にわたるALPS処理水海洋放出の影響を乗り越え、漁業者の創意工夫によって持続可能な漁業継続を実現させるため、必要に応じ適切な支援策を検討してまいります。

子育て支援については、教育長が答弁いたします。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（松橋文明君） 次に、子育て支援についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、県内の他市町村で給食費を無償化しているところが増えてきているのは承知しております。教育委員会としましては、学校給食の無償化は国が一律に実施することが望ましいと考えており、子ども家庭庁と国の動向を見ながら、町長部局と協力して引き続き県から国に要望するようお願いをしております。

物価高騰の影響につきましては、今年度においては保護者から徴収する給食費だけでは賄い材料費が不足することから、当初及び6月の補正予算で不足相当額を町負担としたところではあります。

学校給食無償化は子育て支援の一つの手段と捉えておりますが、効果的な子育て支援パッケージの中で何をすべきか検討してまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） それでは、答弁の順番に沿って再質問をさせていただきます。

まず条例未公布問題ということで、私は一番、憲法に抵触する部分、この部分に関してはどうしても引けない部分があるのではないかなと思っております。それで、今の答弁の中で消防計画の未作成ということがありましたけれども、この消防計画作成について、担当者のほうにはつくるようにという要請があったように聞いておりますけれども、町長はいつ頃、作成するよと言われたことを町長は聞いたのですか。その時間帯、もし記憶にあるのであればお答えをお願いします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず消防計画未作成に係る部分の御質問についてでございます。大槌消防署のほうから通知があったのは、まず初めにあったのは令和2年7月でございます。これは立入検査結果通知ということで、担当課のほうには最初に渡されて、そのときに指摘がされているということになります。その令和2年の指摘をされたときについては、通常立入検査結果通知ということでございましたので、不備事項について修正して出すという予定でございましたので、町長のほうにはここは報告は上がっておりません。

消防計画を作成するよというようなことが町長のほうに報告があったのは、令和4年3月、警告書が発せられたときということになって、そのとき初めて町長のほうに消防計画が未作成だったということで知らされたということになります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） 消防計画をつくるよと言われてつくっていなかったというこ

となんですけれども、この消防計画についてのどういうものであるか、そういう認識は共有できていたのでしょうか。

○議長（小松則明君） 阿部俊作議員。時間を止めてください。条例に関することであって、消防計画の部分も少しあるので許可しておりましたが、条例未公布問題についてのことをお願いいたします。阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） これは条例未公布問題について、第三者委員会から組織の在り方ということで指摘された部分について、消防計画未作成、それは再三指導されたにもつくられていない。ではこの組織はどうなっているんだということから、ここについてお尋ねしているわけです。つまりそういうふうには指摘され、担当者が上に上げていく、それは大事なことじゃないですか。上に上げられないようなそういう雰囲気はなかったのですか。その辺からお尋ねします。第三者委員会条例に対してのことで含めて、これからなくするために組織のお答えいただいたんですけれども、私の疑問部分もありますので、よろしいですか。お願いします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 組織の在り方という部分での決裁の流れであったりだとか、報告の上げ方の部分の流れというところでお答えさせていただきます。

消防計画の未作成に関してのところ、あとは消防訓練ということになりますけれども、立入検査結果通知を令和2年にいただいて、課内のほうでその部分については情報共有をして、やれる部分、すぐに修正できるところは修正をしました。その後、計画の作成となってくるとまた少し時間等も必要だということもあるので、そこは作成をしてあとは消防訓練を進めるようにというような形で、課内では情報共有はしておりました。そういう流れでございます。ただ、それが1年経過しても結局できていなかったの、最終的には警告書を消防署のほうから発出されたというような経過ということになったということでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） 行政は根本的に町民の命を守る、そういう立場にあるものですし、消防計画そのものはただ単の規則でなく町民、そこに集う人何人以上あるところの出入りする建物等々において、たった一人、人数が少なければある程度災害に対応できますけれども、多くなる場合はどうしてもきちんとした対応が必要になってくるわけです。それが消防計画ではないのかなと私思うんです。

そういう面でやはり命を守るという、もしここに何かがあったらということを考えなければならぬと思います。そういう面で、私も消防団の部長までやったときはとにかくどうやって守るか、そして非常勤の消防団が現場に到着するのはまちまちです。指揮官を決めても指揮官が行かなければ対応できないでは困りますので、私自身は現場に着いたらとにかく着いた一番先の人が見て指揮を取るように、責任は私が取りますということで、とにかく町民の命を守ることを優先して考えてきました。そういう面で行政にもそうしたしっかりとした、もともとそういうことがあるんですけども、全体として町民の命を守る、そういう原点、そしていろんな情報の共有、そして組織はみんなが何をやっているか、お互いに助け合う、そういう方向になるようにするのが一番大事ではないかなと。それで会社が赤字になってそれを黒字にしたという方がおります。それにはやはりみんなとの話をしっかりと、そして会社を立て直した、そうしたことでいろんな形で会社を更生した部分があります。組織の在り方、つくり方というのは、今答弁にありました管理監督体制を強化する、これは上から目線であって自由な発想が本当にできるのでしょうか。皆さんのいろんな仕事をやっている中での悩みとかあると思うんです。いろんな課があるし、町民を相手にした様々な問題が。それをちゃんと聞き上げる、聞いてやる、そして上のほうがそれをまとめるというそういうふうにしていかなければならないのではないのかなと、私はそれを感じて町長にお尋ねしたわけです。いつ分かったか。つまりそれが後になって出されたとき町長も困りますよね。遅れてしまつて今度は言えなくなったんじゃないかと、そんなことも考えました。その辺ちょっと組織の在り方、適切なコミュニケーションが取れるようなそういう方法も考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 組織を運営する中で管理職とあとその下位の人たちとのコミュニケーション、情報共有の部分ということになりますけれども、現在人事評価制度を導入していて、当初1年間の期首の部分での面談、それから中間の面談、それからあとは期末のほうの面談ということで、規則的な部分での面談をする機会というのを、それまで人事評価をする以前に比べればやるきっかけを設けることができているというふうに捉えております。その中では業務の進捗状況であったりだとか体調の面であったりだとかそういったところの話とかもするようにしておりますので、その辺については従来よりは話ができるような流れはできているのかなと思います。それに加えて日常の

業務の中で、やはり決裁をする過程で上がってきた書類を見て部下とコミュニケーションを取って、起案文書の作り方であったりとか仕事の状況であったりとかそういった話とかを日常的に行っております。今後もその辺は大事にしながら仕事を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） 一番の地域もそうですけれども、コミュニケーションが大事ということ私も常々痛感しておるところであります。そういうことで人間、同じ仕事をずっと同じようにやると、これ慣れが出てくると、逆に慣れが失敗につながる部分が結構あります。そういう面で適切な配置、配分というか人員の配置等も考えながらやっていったらばどうかとも思います。私も初めての会社に入ってある程度慣れてくると、ちょっとやばいというか失敗はありました。そういうもので、人間はとにかく気を緩めるということも必要ですけれども、実際作業に当たっては大事なものというそういう認識を常に持つために、新鮮な仕事を分担しながらやるというのも一つの方法ではないかなということで、私はそれをここで取り上げました。町長何かございましたらば。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 組織の問題につきましては、しっかりと取り組むと、答弁の中にあるとおり制度的には人事評価制度とか組織を変えてということがありますが、根本的にはやはりお互いが信頼し合ってお互いに話を、コミュニケーションを取るということが一番だと思いますので、日頃からの先ほど総務課長が話したとおり、やはり職員とのお互いの心がつながるようなそういう会話を通じながらしっかりと組織を立ち直らせていきたいと思っております。とにかく職員も多くの仕事を抱えておりますから、その配分も含めて取捨選択しながら事務事業をしっかりとまとめていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） 今答弁の中でそのようにお答えになったので、少し安心しました。この答弁書の中で来た部分については、何か上から目線、ただ単に圧をかけているんじゃないかと、そういう感じさえ受け取れましたので、改めてこれを組織の問題としてきちんとやってほしい。トイレの貼り紙にありますけれども、汚したら罰則するぞという、最近ではトイレの貼り紙はきれいに使ってくださってありがとうございますというこういう文言があります。圧をかけるよりも皆にやる気を出させる組織、これを念頭に町長は頑張してほしいと思っております。そのためには、長く同じ仕事やればベテランにはなります

けれども、しかし新鮮味が欠けてきたり、あるいはそういう部分になってくると人間というのはちょっとおごりが出たりとかそういう部分もあります。私を含めてその辺は頑張っ直して、いつも初心に戻るように、昨日の新人議員の一般質問を聞いて、本当に初心に戻らせていただいた気持ちであります。

次に私は条例を問題にすることについて、この条例の中で何が一番問題かというのは、条例を含め法律の原点は日本国憲法にあります。その日本国憲法、これは皆さんもよく分かっていると思いますが、ここは町民の皆様もどういうことがあるかということも、改めてみんなで勉強しようと思って、日本国憲法のこの条例の問題とする第84条をちょっと読み上げてみます。

日本国憲法第84条「新たに租税を課し、または現行の租税を変更するには法律または法律の定める条件によることを必要とする。」ということは、町民の負担、税を課税する場合においてはきちんとした条例、根本がしっかりしていなければ駄目ですよということなんです。これについて、第三者委員会から報告がありましたよね、国民健康保険税等の不備、何世帯減額、その辺もう一度お話ししていただけますか。昨日ちょっと聞いたんですけども。

○議長（小松則明君） 時間を止めてください。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず不利益の部分に該当する恐れがあるので、よく調べてもらいたいということで、第三者委員会から答申を受けた部分について、御説明をさせていただきたいと思います。

まず不利益不遡及が適用になるというものについては、その刑事事件による遡及処罰が憲法第39条で禁止されているということです。今回、第三者委員会から答申を受けてよく調べてもらいたいといった部分の各公布手続に不備があった条例については、この禁止されている処罰等の部分についてまず該当はございません。しかしながら、条例のその改正によって、税金の課税の状況等が変わっている部分があるということでその部分についても調査しましたので、その部分について説明させていただきたいと思えます。

令和2年の条例第8号の町税条例の一部を改正する条例の中に、国民健康保険の課税引上げの部分がござります。基礎課税額が61万円を63万円に引き上げるという措置です。これの実績といたしましては、令和2年度においては医療分17世帯で30万9,000円、介護分については10世帯8万7,000円、令和3年度においては医療分6世帯12万円、介護

分5世帯4万2,000円という実績でございます。

以上でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） このように国民健康保険税は値上がりになっているという事実があります。これの根拠はちゃんと憲法第98条にもあります。憲法は最高法規でこの84条、先ほど読みましたけれども、98条読みます。「この憲法は、国の最高法規であつて、その上記に反する法律、命令詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部はその効力を有しない。」そして、地方自治法にもあります。「地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならない。」また、「前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。」という法律に基づけば、この健康保険税の値上げは無効ということになるのではないですか。その点、どのような認識でおられます。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず健康保険税の値上げの部分については、不利益不遡及が適用になるのではないかとといったところでの論点になろうかと思ひます。

ここの部分につきましては、第三者委員会のほうでも判例等、最高裁の判例等引用いたしまして判断しております。その答申のほうの部分引用して、ここで話しさせていただきますと、法律で定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようになされたものである限り憲法には違反はしませんということで、公共の福祉に適合する部分での変更、あとはそれからその負担の部分についてを勘案して、遡及適用を予定している税条例の改正は許容されるものというふうに判断をしているというものでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） そうです。公共の福祉ということで大まかにまとめられましたので、私は八十何項目以上の条例について全てを無効と思っていないし、一番この国民健康保険税の値上げ、これによって一部分の値上げになっているわけです。それは所得に応じた応分負担等々の条例改正であつて出てきたものです。ですから全ての人に同じにいくわけではない。部分的にそこにちょっと負担をかけてしまっている条例になっているわけです。この辺はちょっと考えるべき問題であつて、また、第三者委員会はこのようにきちんと世帯数、金額等は出していただきました。町職員ではなかなか日常業務しながらこういう調査はできないのではなかろうかなと思つて、よくしっかり調べていた

だいたなと思います。ただ、当然私たちのしっかりした条例に基づいて行動するのが、その条例の根本が崩れていったらこれは無効である、少なくとも未公布期間は、これは無効ではないのかなと私は思うんですが、それはいかがですかということです。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 公共の福祉を維持するための制度改正というところで、その未公布期間の部分について今回条例の遡及適用をお願いして、法令的に後づけではございますけれども、適合させていただけるようお願いしたいというものでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） そういう条例が一括で出されまして、本当はどの条例が公共的あるいは様々な形で全部公共の福祉ということで出されてはきましたけれども、当然、原点に返ることが大事ではないかなと思います。それは法律の本である日本国憲法、これに違反するような状況であっては、これは無効ですよ。これはしっかり認識していかなければ町民の納得が得られないと思います。それで17世帯、あるいは介護分10世帯と世帯数でもそれほど連絡取れない世帯ではないと思いますが、こういう方々には町としてどのようなお話をなされておりますか。

○議長（小松則明君） 会計管理者。

○税務会計課長兼会計管理者（藤原英志君） 議員の質問にお答えします。

今回のこの17世帯、10世帯については、こちらのほうから特に何も連絡はしておりません。こちらのほうから連絡はしておりません。ただ今回のこの61万から63万に引き上げた金額につきましては、町独自のものではなくて国全体の方針で行っております。各自治体が61万から63万になっているということだけお伝えいたします。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） そうした国の実態を踏まえながら、町独自でも金額設定していますよね。違います。国のほうなんですか。

○議長（小松則明君） 会計管理者。

○税務会計課長兼会計管理者（藤原英志君） 質問にお答えします。

今回の条例、町の町税条例の改正の一部の改正については、町独自の改正は一つもございません。国のほうからの法律にのっとって各自治体が行っている改正でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

- 12 番（阿部俊作君） 分かりました。値上げしますということで、世帯全部にこのよう
な上がりますということは連絡は行っているわけですか。
- 議長（小松則明君） 会計管理者。
- 税務会計課長兼会計管理者（藤原英志君） まず町税条例の改正、こちらのほうで議会の
のほうに説明した後、納付書のほうに金額が上がった説明やあとホームページで皆さん
のほうには周知しております。
- 議長（小松則明君） 阿部俊作君。
- 12番（阿部俊作君） しかしながら、その根拠がしっかりしていなかったということであ
るよ。条例が未公布であれば、その期間中は無効ではないんですか。私はずっとそれ
を考えていましたけれども、いかがでしょう。
- 議長（小松則明君） 総務課長。
- 参事兼総務課長（藤原 淳君） 条例は公布をして初めて効力を有するというのが大原則
でございます。こういったことも踏まえて、まず遅れましたけれども条例の公布手続
は補完的ではありましたけれども、行っております。ただし、やはり公布がなされる以
前までの間の部分については、やはり無効の可能性というのは大きいわけでございます
ので、今回改めてやはり条例改正の趣旨を踏まえて、後づけではございますけれども、
遡及適用をお願いしたいというものでございます。
- 議長（小松則明君） 阿部俊作君。
- 12番（阿部俊作君） 少しずつ分かってきましたけれども、61万から63万ということであ
るけれども、これ2万円、これがなったということですね。ただし、これはやはり町民
に対しては罰則を設けることもできるんですよ、条例に対して。そういう地方自治法に
も規定はあります。そういうふうに大事にしなければならない条例、これをしっかり最
初に考えることが大事ではなかったのかなということで、震災遺構の問題でも条例があ
ったのに、それを無視して解体しました。それも時の流れというかそういうことで始ま
ってしまいましたけれども、やはり行政をつかさどる、特にトップに立つ町長の責任と
いうのはかなり大きいと思います。その辺で組織体制の見直しを含めながら、その条例
に対する考えをお聞きしたいと思います。町長。
- 議長（小松則明君） 俊作議員、ちょっと時間止めてください。もう一度、私も意味が
聞き取れないんですけれども、もう少し分かりやすく。阿部俊作議員。
- 12番（阿部俊作君） まず、社会組織の中の決まりが必要だ、それをきちんと守ってい

ることを見せなければならない、町民の皆さんに。このように未公布問題が全国的に広がった状態で、どういう姿勢でいくかというのが大事なことです。ですから私は、全部駄目じゃないけれども、本当の憲法第84条に係る部分をしっかり精査して、ここの部分は未公布部分、この期間は無効であるという認識をちゃんと持って、一旦それを履行してちゃんとそのとおりにして、それから始めるべきと思うんです。そういう姿勢が町民に対してのしっかりした信頼につながるのではないかなと思って、町長どうですかと言ったつもり。

○議長（小松則明君） 抜粋してからということですか。

○12番（阿部俊作君） そうです。そこの部分に関してはきちんと憲法を守るという姿勢を取って、公共の福祉のいろんな判例もありますし、それも分かっていますけれども、まずは。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） ただいまの御質問の内容ですと、憲法第84条に抵触する部分の未公布であった部分については、やはりそこは執行しないで徴収した分は返すべきものは返すべきじゃないのかといった御質問というふうに捉えております。今回条例改正を提案するに至った過程の中で、第三者委員会は今諮問をして利益、不利益の部分の分析とかもお願いをしております。その第三者委員会の構成メンバーは、やはり行政のほうの条例関係の専門家と、それと法律に携わっている弁護士で構成される3名の第三者委員会で、ここの部分についても慎重に審議していただき、答申を出していただきました。そういった中で、遡及適用してはいけない部分というのはやはり憲法第39条に抵触する部分、その罰則規定の部分、そこは憲法で明示されているので行っては駄目ですと。そのほかに慎重な審議が必要な部分ということで町税条例の部分、再度確認してくださいというのが答申でございます。その答申を受けて、私どものほうも内容等も確認した結果、罰則規定の部分についてはまず対象となる部分が、実績がございませんということです。それから、未公布となっているその条例の税の上がっている部分の改正の部分についても審査をしたところ、そこの部分については公共の福祉を維持するための精度として必要な制度であるので、そこは許される範囲であるといった結果に基づいて条例の改正をお願いしているということになりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） 気持ちは分かります。気持ちは分かるんですけども、過ちをまたその条例でやるということよりも、過ちは原点に戻るべき、そう思います、ここに関しては。公共の福祉にというのは当然なことでありまして、また弁護士のお仕事というのは自分たちの思いを代わりに言うていただくというそういう弁護なもので、争うためにやるわけじゃないし、皆さんの意見を行政の思いを大事にして答申出されるといふ部分もあるかなと思います。私はこれはやはり憲法に基づくこの国づくり、まちづくりにおいて大事なことだと思いますので、それは再考すべきだと思います。

時間もないので次に移ります。

産業振興について、処理水、中国では日本産魚介類を輸入禁止にしていました。それで震災直後に加工業社がワカメの輸出ができなくなったということで非常に困ったことを聞きました。現状で当町のほうではまだ国のほうからは何も支援策とかそういうのは当町には出されておられませんか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁でもお答えしましたとおり、国の支援策のほうはもう示されてございまして、これは町を通して支援するというのではなくて、あくまでも漁業協同組合等を、要は水産業を実施している団体で、団体を構成して申請するという形でございまして、そういった説明会等も行われてございます。すみませんが町を通して支援するという形ではないんですが、町としては各関係団体と連携を取りながら、広報周知、側面支援を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） 分かりました。町の基幹産業を通して漁業を見ているわけですので、そこにしっかりとした町の指導なりあるいは援助が、それはお金とかそういう問題だけでなく、どういう手続あるいはどういう方法でやるかというのはやはり行政をつかさどる皆さんのほうが詳しいのではないかと、そういうこともありますので、きちんと対応してほしい、そういう願いであります。

それから、加工業者の現状あるいは観光、民宿等も当町にあります。観光もありますけれども、その辺の実態とか声は町のほうには答弁ではないと答えていますけれども、その辺、実際、実態とかというもの見た面あるいは少しでも聞いた面、困っているというそういう声はありませんか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

今回のALPS処理水に起因する、要は風評被害であったり、または影響であったりということは確認したところございません。ただ、このALPS処理水以外での、まだコロナの影響等もございますので、そういった部分での影響はあるというふうに従ってございますが、あくまでも今回の御質問の趣旨のALPS処理水についての風評被害等の影響はないというふうに従ってございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） 当町の経済を支える加工業、ここに当町の町民の皆さんも働いているわけですし、加工業が結構誘致企業等々ありますけれども、主に輸出とかそういうのに結構力を入れておりますので、その辺の実態調査もお願いしたいと思います。そして、漁業者は毎日毎日生活しているわけですので、その辺の生活実態、物価高、様々出てきますので、しっかりとした調査と、それから指導あるいは支援、これを考えていただきたいと思います。

次に子育て支援についてお尋ねいたします。

子育て学校給食ということで、お答えでは国が一律にすべきものということでございます。ただし、国を待つよりも各自治体では学校給食を無償化する自治体が増えております。地方自治ということで地方自治とはという、議員必携の中に書いてありますけれども、地方自治とは、地方のことを自ら治めることを意味し、国から独立して一定の地域を基礎とする地方公共団体が、住民の意思に基づいてその事務を処理することをいう。つまり、国が何をやるからと待っているんじゃなく、この町の実態を把握して、町でもできるんじゃないかな、子育て支援の一つとしても給食。子供たちの健全な育成のために学校給食等が始まりました。栄養不足から、そういう戦後の様々な形で給食が出てきました。そういう面で、これをやはり町でも実施する可能性があると思うんですが、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） お答えいたします。

答弁もありましたように、子育ての一つの手段として、教育委員会でも捉えております。ただ福祉とかいろんな面で総合的に判断してやっていくべきものじゃないかなと思っておりますので、首長部局と引き続き検討してまいりたいなと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） 子育て支援とは言いましたけれども、町の未来、これを支えるのは子供たちですし、それをみんなで育てるという部分で、各地域の地方自治体では学校給食の無償化がどんどんどんどん進んできておる。この実態は、当町ではどのように見えておりますか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） お答えいたします。

他市町も確かに完全無償化やっている自治体ございます。岩手県内でも3分の1程度実施しているところがございます。ただ、各自治体によってやはり状況が異なっております。どこに力を入れていくかという部分で予算配分が全然違っておりますので、やはり当町のほうは子育て、ゼロ歳から18歳までの部分で、やはり総合的に判断していかなきゃいけないと考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） 総合的判断でなかなか実施できないということですか。効果的な子育て支援策のパッケージということで、その辺効果的なパッケージで、少し決算委員会でも言おうと思っておりましたけれども、子供たちの通学とかそういうのを見ても、様々、今置かれている教育環境、もうちょっと何とかならないのかなという部分があります。それで各地で人口減少、子育て支援、いっぱいやってきておる中で、一番目立つ、直接支援になるこの学校給食ほかではやっているのに、この町もできないのかなという思いでずっと言っておりましたし、そして議会を見た方、お母さんから言われました。何とか頑張ってもらいたい。そういうことでもう一度また出した。そういう現状です。やる方向で検討するというお答えをいただきたいんですが、ただ単に検討だけじゃなくて。これも一つの方法かもしれません。ただそれで止まらないで、やはりもっと真剣に子供の子育て、健康、将来、それを考えてほしい。いかがですか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（松橋文明君） 大変ありがたい御意見を頂戴しているというふうに私も認識はしております。ただ先ほど来課長も申しておりますけれども、子育て支援ということで、学校給食に特化したものだけではなく、医療費とかそういったもの全てを見ないでやらないといけないということも当然であります。私も県内市町村、やっているところの教育長と話をしますが、充てている予算がふるさと納税とかコロナの地方創生臨

時交付金ということで、なくなったらどうなるか分からないという話も聞いておりますので、給食を完全無償化にするとなると、恒久的に行わなければいけないということがありますので、ただ漫然と何もしないということではなくて、再三お話をしていますが、不足分を町のほうで補うとかしていく必要はあるのかなというふうには思っております。ただ、状況によってはそういった方向に向かわないということも、今時点では何も言えないので、ただやれることを大槌町としてやっていきたいということは申し述べておきたいと思っているので、全く真剣に考えていないということではございません。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） 考えているとは思いますが。それは分かります。ですが、今、今年に入ってから物価高はじめ、あとそれから加工業等の不振、漁業不振、その中で働く町民の皆さんの生活、昨日スーパーに行きましたらば、もう安売りは全て午前中に売り切れ、大変です。私も買おうと思うのだけれども、今までと全然違う、値段。私の場合は、その辺のうちに帰れば草をむしっても生きていけるなというそういう心境でありますけれども、これをやはり買物等やりながら家計を支える、そういう部分も大変なんです。そして、私はこの物価高は災害と考えている。だから、今を何とかしなければならない。そういう思いでここに取り上げているわけです。そのことについては、どうでしょう。私はお願いしているのは恒久的にこれから先というのは、これは今、教育長が言ったように国のやることです。そういうふうになればいいと思います。ですが、今この町の緊急事態、そして、インフラがなかなか遅れる、都会と違う、様々な中で、交通費の値上がりからガソリンから、食料からどんどん値上がりになってきている、漁業不振、農業も高齢者だけで、耕作放棄地が増えている、そういう状況の中で子育てをするという部分を考えてほしい。それで今やるべきこと、これをやって支えてほしいという思い。その町民の皆さんの願いを代弁しているつもりで私お話ししているんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 期間を定めてということではよろしいですか。

○12番（阿部俊作君） それでもいいです。

○議長（小松則明君） そういう部分があるのかということ、ちょっと時間を止めてください。町長。

○町長（平野公三君） 議員お話しのとおり、決して子供を持っている家庭だけが苦しいところではないと思います。町民全体が物価高に苦しんでいる状況はありますので、10

月からは水道料金の基本料金を全世帯に対して取らないという施策も打っておりますが、それで間に合うとは思っていません。やはりきちんと状況を見る必要はあるだろうなと思います。漁業者だけではなく農業者も含めて、ここに住んでいる人たちがやはり、物価高に苦しい思いをしているというのは十分承知をしております。議員御指摘のとおり、学校給食の無償化というのはやはり思うところはございますけれども、やはりこれからずっと続ける中では、大きな金額になります。その辺は見ながら、今、要保護、準要保護の関係で、ある程度の方々はその部分を補っていただいている状況がございますし、物価高については、当初予算、補正予算で上がらないようにという取組をさせていただいておりますから、先ほど教育委員会でも話したとおり、様々な子育て支援については、パッケージとしてしっかりこれから取り組んでいく。また、議員のお話にあったとおり一時的ということではなくて、やはり子育てやる中では将来を見据えた形での取組は必要だと思っておりますから、議員御指摘のことは重く受け止めながら、無償化につきましては国への要望は強めていきながらも、町のできることにつきましてはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○12番（阿部俊作君） よろしくお願いたします。人口減少とか様々言う中で、やはり子育て支援の大事さというのがあると思います。地域社会、それから国、こういう面で本当に子育てを支援するというのを、町民の目に見えて理解できるような方向をさらに検討して、やらないようにするのじゃなく、どうやったらできるかというそういうことのほうに知恵を回していただきたいと思っております。そういうことを要望いたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君の質問を終結いたします。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時00分

○

再 開

午前11時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

菊池忠彦君の質問を許します。御登壇願います。菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 少し喉の調子があまりよくないので、お聞き苦しい点多々あるかと思いますが、よろしくお願いたします。

大志会の菊池忠彦でございます。質問に入る前に一言申し上げます。

去る8月27日、4年ぶりに開催された吉里吉里祭り、そして9月16、17日の両日にわたって開催された大槌まつり、そしてつい先日、8日に開催された産業まつりは、町内外からの見物客、それからたくさんの方々が訪れる中、一定の経済効果も見られ大変な賑わいを見せました。改めて大槌町のパワーを感じたわけですが、この賑わいが単発でまた一過性なものにならないようまちづくりを目指して、これからの任期4年、町民の皆様、また町当局と連携を図りながら努力していく所存でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問に入らせていただきます。

公共工事について。

東日本大震災後、国の復興交付金による災害復旧・復興工事でインフラや産業基盤の整備、防潮堤工事が急ぎ進められてきましたが、震災から10年の一昨年をもっておおむね完了となりました。いわゆる復興特需も終えんを迎えた今、事業の減少に伴い、町内の建設会社などでは次なる収益源の確保、雇用の維持などが大きな課題となっております。

また、追い打ちをかけるようにコロナ禍と不安定な世界情勢による物価高、エネルギー価格の高騰により、町内事業者は苦境に立たされております。

このような現状の中で、町が発注する公共工事の増加に大きな期待を寄せますが、ここで次の点を伺います。

1つ目、様々な問題を抱える中、経営状況が厳しい企業が増えております。町行政として、町内事業者からの現状把握のための懇談会やヒアリング等を開催すべきと考えますが、当局の御所見を伺います。

2つ目、公共工事費を継続的かつ安定的に確保するために、また町内事業者を支えるという観点からも、積極的な予算増額をすべきと考えますが、当局の御見解を伺います。

3つ目、東日本大震災で被災しなかった地域のインフラが、今後急速に老朽化することが懸念されておりますが、我々の生活を支えるインフラの老朽化対策が、結果的に防災・減災をも左右するのは明らかであります。町として、インフラの補修・更新といった老朽化対策工事を計画的かつ早期に行うべきと考えますが、当局の御所見を伺います。

続きまして、移住定住促進への取組についてでございます。

現在、当町の人口は辛うじて1万人を維持しておりますが、近い将来それを割り込むことが予想されております。人口減少は、税収など歳入の減少による財政規模の縮小、行政サービスの低下、ひいては町全体の活力の低下につながることは明らかなです。そのようなことから、町では人口減少克服に向けて、移住定住の促進を図るも、特段の効果が出ていないのが実情でございます。一方で、東日本大震災で被災し、やむを得ず町外に転居された方やU I ターン希望者が住まいの問題によって転入できないケースがあるなど、全く矛盾した現実があると感じざるを得ません。そこで、次の点をお尋ねします。

1つ目、令和2年度に災害公営住宅の入居要件を拡大し、一般入居が可能になるなど、住宅困窮者に対して住宅供給が進んでおりますが、町営、県営ともに空き住戸が目立ちます。災害公営住宅全体の空室率並びに空室率が高い地区をお尋ねいたします。

2つ目、県営災害公営住宅と大槌町災害公営住宅の入居要件の主な相違点をお尋ねいたします。

3つ目、新婚世帯が町内に住居を確保できず、釜石市などに家を借りて住むケースもあり、若い世代が転出している状況は明らかでございます。転出の抑制、転入の促進について、町はどのように取り組んでいるのか伺います。

4つ目、当町の移住定住促進施策のこれまでの取組、あわせて効果及びその具体例をお尋ねいたします。

続きまして、町長の選挙公約についてでございます。

任期満了に伴う大槌町長選が去る8月6日に投開票され、平野町長が再選を果たしました。度重なる不祥事、諸問題、諸課題が山積する中、このままで終われないとまちづくりに対するメッセージを発信し、町民から直接公選され、これからの任期4年、まちづくりに取り組みますが、その基盤となるのが、言うまでもなく選挙公約にもある6つの努力目標です。そこで、平野町長のまちづくり6つのメッセージについてお尋ねします。

1つ目、三陸鉄道大槌駅裏の防災集団移転促進元地の利活用の推進に触れておりますが、前任期での取組、今後の施策について伺います。

2つ目、子供から高齢者までが共に安全で楽しく過ごせる遊び場の整備についての目標がありますが、現在進行形で整備に向けて着々と進んでいることに関し、高く評価するところであります。そこで、現在の進捗状況、あわせて町がイメージする概要をお尋ねいたします。

3つ目、文化伝統の継承推進に文化財保護・郷土芸能活性化基金1億円の創設を掲げておりますが、その大要を伺います。

4つ目、町道高森団地線を含む12%以上の急勾配町道の積雪・凍結対策の推進に言及しておりますが、具体的な取組、対策についての考えを伺います。

5つ目、ふるさと納税によるまちづくりの財源の確保とありますが、臨時的な寄附金で、予測も難しいふるさと納税をどうまちづくりに生かしていくのか、具体的な施策をお尋ねいたします。

6つ目、自治体DX推進を通じた人材育成による職場環境づくりの推進に取り組むとのことですが、私もこれまで一般質問において、自治体DXの推進について、早急に取り組むべきと提言してまいりました。その後の取組、あわせて今後の施策展開を伺います。

以上、大きく3つの質問でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 菊池忠彦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、公共工事についてお答えをいたします。

町内の建設事業者の現状把握につきましては、随時個別の相談及びヒアリングを実施しているところであります。また、釜石・大槌管内では、毎年建設業の振興や建設工事の円滑化の推進を目的として、一般社団法人岩手県建設業協会釜石支部、沿岸広域振興局、釜石市、大槌町の4者で意見交換会を開催し、建設業界の動向や事業者の課題等について情報共有を図っております。今後につきましては、この意見交換会のほか、町内事業者からの要請に応じて意見交換による詳細な情報共有を図るなど、町内事業者の現状把握とその後の課題対策に努めてまいります。

公共工事予算につきましては、現在の町内のインフラ施設の多くが町内の建設業界の尽力によって支えられてきたものであり、また、町内の建設業界の振興は地域経済の発展に大きく寄与していると認識しているところであります。今後、公共工事に係る町の予算については、各種新設工事のほか、老朽したインフラ施設の更新費用、大雨等の異常気象における対策費用等の増加が見込まれることから、安定した財源確保が課題となっており、国の補助金等の活用を図りながら、今後の事業展開に際し必要となる予算確保に努めてまいります。

次に、東日本大震災津波において、被災を免れたインフラ施設の老朽化対策が必要と

認められる箇所については、町民の安心・安全のため早期の対策を講じる必要があると認識しているところであります。対策費用の財源につきましては、予算の平準化の観点から、「大槌町公共施設等総合管理計画」及び各施設の長寿命化修繕計画等に基づき財政の健全化を図りながら、計画的に対策を講じてまいります。

次に、移住定住促進への取組についての御質問のうち、災害公営住宅の空室率及び町営住宅と県営住宅の入居要件の主な相違点についてお答えをいたします。

震災後、当町では大槌町が管理する災害公営住宅は24地区に整備し、令和5年9月末日現在において全651戸を管理しております。また、岩手県が管理する災害公営住宅は、町内4地区に整備され、全220戸となっております。大槌町が管理する災害公営住宅においては、全651戸中50戸が空室となっており、空室率が7.7%となっております。この中において、最も空室率が高い地区は、大ケロー丁目町営住宅となっており、70戸中14戸が空室となっており、空室率が20%となっております。岩手県が管理する災害公営住宅においては、全220戸中29戸が空室となっており、空室率が13.2%となっております。この中で、最も空室率が高い地区は安渡アパートで、23戸中6戸が空室となっており、空室率が26%となっております。

また、入居要件の主な相違点については、岩手県営災害公営住宅及び大槌町営災害公営住宅は、いずれも公営住宅法の適用を受ける公営住宅であるため、原則として入居要件に相違点はありません。

次に、若年世帯の転出の抑制・転入の促進の取組、特に住環境支援についてお答えをいたします。

初めに、転出抑制・転入の促進いわゆる移住定住施策の取組として、住環境支援では、新婚生活のスタートアップを支援するため、民間賃貸住宅家賃補助金としてアパートなどの家賃を助成しており、令和4年度では、婚姻世帯では3件、令和5年度は4件助成しており、そのうち3件は町外からの転入者であります。

次に、新築住宅を建設する際の住宅定住促進補助金として最大150万円を交付するものであり、令和4年度は、定住者1件、令和5年度は定住者2件となっております。町では、令和4年度より個別の不動産業者が公開していた町内の賃貸物件の情報を、移住定住メディア「ココカラオオツチ」にまとめて掲載しており、賃貸物件を探しておられる移住定住を問わず、住民の皆様から好評を得ているところであります。

また、令和4年度の20代30代の転出者は、令和3年に比較し減少し、転入世帯は増加

しております。転出の抑制、転入の促進については、福祉から教育など幅広い分野におけるパッケージ戦略が必要と考え、大槌町移住定住ガイドブックを作成するなどして、子育て世代へのPRを図りつつ、総合的に対応してまいります。

次に、移住定住促進施策のこれまでの取組とその効果等についてお答えをいたします。

移住定住施策の取組としては、UIターン者に対する就業者への助成金や、民間賃貸住宅家賃支援、空き家リフォーム補助金等など移住者や定住者が大槌町へ住みやすくなるように7種の補助や助成を実施しております。情報発信では、移住定住メディア「ココラオオツチ」のホームページでは、大槌町を初めて知った方から、大槌町への訪問を考える関係人口層、移住を具体的に考えている予備移住層の方まで、それぞれの段階に合った情報が届けられるよう工夫しており、町内の民間賃貸住宅の空き状況についても、町内不動産事業者と連携し一覧で掲載しております。ホームページのほか、SNSの活用や移住イベントに積極的に参加するなど、昨年度の移住相談件数149件の実績につながっております。移住者の受入れ態勢整備としては、6名の移住コーディネーターを設置しており、賃貸住宅の内覧サポートや「転入時の手続リスト」の作成により手続の明確化を図っております。

また「移住定住ガイドブック」や「こどもおうえんまっぷ」の作成により、定住・定着ができる町であることをPRしております。

今年度の事業につながった具体例としては、昨年度から移住コーディネーターと連携し、就職支援や空き地、空き家の課題検討に取り組んでいるところでございますが、今年度に設立された特定地域づくり事業協同組合や、年内に試験運用を予定している空き家・空き地情報バンクが代表的な事例となっております。

移住定住促進施策の効果については、移住していただいた方が5年後、10年後まで大槌町に住み続けていただくことだと考えております。

私は、移住定住施策はここからここまでと線引きするのは非常に難しく、その評価も長期に捉えるべきと考えており、5年後、10年後を見据えた町づくりのため、小さなことでも丁寧に酌み上げ、まちづくりにつなげてまいります。

次に、三陸鉄道大槌駅裏の防災集団移転促進元地の利活用についてお答えをいたします。

初めに、前任期での取組については、令和元年度に駅裏地区の復興事業のストックヤードとしての活用が終了したことから、用地買収困難案件の用地買収交渉に入り、約1

年かけてほぼ全ての用地買収を行いました。

町では、並行して企業誘致や復興庁の土地活用ハンズオン支援事業などにより、利活用検討を実施してまいりました。

今後につきましては、これまでの検討過程や町内事業者の皆様との話合いの中で、単に企業を誘致することだけではなく、元地の活用については、引き続き町内事業者を巻き込んだ事業展開を検討してまいります。

次に、遊び場の整備についてお答えをいたします。

遊び場の整備検討につきましては、「(仮)みんなのひろば検討ワークショップ」を通じて進めているところであります。これまでに3回の住民ワークショップと2回の高校生ワークショップを経て、大槌病院跡地を整備候補地として選定し、現在は敷地に対する広場のゾーニング案を作成中であります。

検討においては、「一般的な遊具のみならず、草木や水場など自然の中で、子供たちが想像力を働かせ自由に遊びを創り出すこと」や、「憩いの空間として多世代が交わり、思いやりや人のつながりを学ぶこと」、「成長しても思い出の風景として残る大槌らしい空間」等の意見をいただいているところであります。

町といたしましては、これらを重要なコンセプトと捉え、遊びをつくり、つながりをつくり、思い出をつくる、みんなで「つくる」ひろばの具現化に向け、年度内に基本構想をまとめるよう引き続き進めてまいります。

次に、基金の創設についてお答えをいたします。

過日の所信表明でも述べさせていただいたように、町民の活力の源の一つである郷土芸能は、大槌を語る上で欠かすことのできない町の貴重な伝統文化であります。

町では、東日本大震災津波で被災した郷土芸能団体の活動再開を促進し、地域文化の保存・継承と地域活性化を推進するため、被災した郷土芸能団体の施設等の整備に対し、助成してまいりました。

そして、郷土芸能保存団体連合会を通じて、「大槌町郷土芸能祭」への活動助成に加え、令和3年度より後継者育成を目的とした助成を行っているところであります。

このように町の貴重な伝統文化である郷土芸能を後世に確実に継承するためにも、これまでの助成対象を基準とされていた被災の有無や町指定の有無などの条件を設けず、郷土芸能の伝統活動に必要なものに対して助成を拡充することを目的とした基金の創設に向けて検討を進めてまいります。

また、当該基金におきましては、町の歴史を物語る文化財につきましても、町指定の有無にかかわらず、保護・保存を目的とした修繕や補修などに対する助成の拡充を可能とする内容となるよう、併せて検討を進めてまいります。

次に、急勾配な町道の積雪・凍結対策についてお答えします。

町が管理している町道のうち、勾配が12%を超える路線は、高森団地線も含め10路線であります。

高森団地線につきましては、地域住民の方々の御協力をいただき、本年6月の道路の一部を拡幅いたしました。来年度以降は、道路改良工事について詳細設計から施工へと、順次進捗を図ってまいりたいと考えております。

その他の9路線につきましては、各道路形状に応じて適切な道路改良工事の工法を採択し、計画的に事業を実施してまいります。

町道の除雪につきましては、町内の建設業者及び個人と「自然災害時における対応の協定」を締結しており、迅速に対応していただいているところであります。町内事業者と急勾配な町道の降雪時における路面状況について、その都度情報を共有し、連携強化を図りながら、除雪体制の充実に努めてまいります。

次に、ふるさと納税による財源の確保についてお答えをいたします。

ふるさと納税については、返礼品の在り方をめぐり国と地方で様々な議論があります。寄附金は貴重な町の財源となり、特産品を全国にPRしながら地域経済の活性化に寄与する重要な取組と捉えております。

頂いた寄附金は、保育料の無償化や学校教材の購入といった福祉や教育の充実、磯焼け対策や新規就農者支援などの産業振興、移住・定住支援など、様々な分野において、町独自の取組の実現に活用させていただいております。

議員御指摘のとおり、制度の予測は難しい部分があります。しかしながら、昨年度においては、約4億5,000万円もの寄附を頂きました。寄附額は増加しており、今年度は約6億円を見込んでおります。

ふるさと納税制度は、返礼品による地域経済の活性化の原動力として、また貴重な自主財源であることから、制度継続について、県等を通じながら要望してまいります。

次に、自治体DX推進についてお答えをいたします。

マイナンバーカードを活用した行政手続の利便性向上を図るべく、本年1月よりコンビニ交付サービスを開始したところであります。また、各種申請をスマートフォンなど

から行えるよう、一部手続についてオンライン申請の受付を開始いたしました。引き続き国の方針に基づき、行政運営のデジタル化を進めるとともに、あわせて各事務の業務分析を行い、正確性や効率性の向上を図り、住民の利便性が向上する行政サービスの実現に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 御答弁ありがとうございました。それでは再質問に入らせていただきますけれども、限られた時間でございますので、御答弁を簡潔に、また分かりやすくお願いできれば幸いです。

まず、公共工事についてでございます。

1つ目の町内建設事業者の現状把握について、随時個別の相談及びヒアリングを実施しているというところと御答弁にございました。私が実際、数社の建設業者に確認したところ、そのようなお話は全く聞こえてこなかったというところなんですけれども、ということはこれ直接担当課に相談に来られる事業者もおられるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（中野智洋君） 毎年4月ないし9月とか、時期的なものにもよりますし、それ以外のときもありますけれども、担当課のほうに直接事業者さんの経営者等であったりとかそういった方がお見えになって、今年度の事業の予定であったりとか、あとはどういった工事があるのかであるとか、あとはまたこちらのほうから従業員の方の人数状態であったりとか、もしくは年齢層、そちらのほうとかそういったところをヒアリングしたりとか、今後の建設業界の在り方についてヒアリングないし情報交換を担当課のほうで行っているものであります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） そうなると、いろいろと建設会社の実態把握に率先して努めているという認識でよいと思うんですが、2021年の帝国データバンクの調査では、岩手県で1年以内に倒産リスクの高い建設会社は実に392社あったわけでございます。ただ、これ2年前の調査データなので、もしかして現在は実際に経営破綻した事業者も多数いるかもしれないというところで、これ当町において、ここ一、二年で倒産された建設業者というのは実際あるんでしょうか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

- 地域整備課長（中野智洋君） 町営建設工事の入札参加者資格者名簿に登録されている業者の中で、廃業といった業者のほうは建築土木含めてありません。ただし、中には登録のほうから申請をしていなかった業者さんとかもあるので、全ての業者が漏れなく登録されているといったわけではございません。
- 議長（小松則明君） 菊池忠彦君。
- 3番（菊池忠彦君） 分かりました。恐らく全ての町内事業者が現在の仕事が激減している状況の中で、何とか耐え忍んでいるというのが現状だと思うんですね。そこで（2）のところの再質問ですけれども、答弁では建設業界の振興は地域経済の発展に大きく寄与していると認識しているというふうに御答弁にありました。これももう少しかみ砕いて申し上げると、なぜにこの公費をもって公共事業の増加、また拡大をせねばならないのかというと、それは言うまでもなく公共工事への支出を増やすことが雇用の安定であるとか、また賃金を増やすことにもつながるからということだと思うんですが、ここがうまくいかなければ従業員離れが加速して、いざというときに人手不足で工事の受注、また施工ができなくなる可能性だってあるわけですよ。実際、先ほどの調査では倒産要因のうちの2割は、建設資材の高騰によるもの、さらに多いのは人手不足という調査結果が出ております。雇用の安定という観点からも、公共工事への積極的な予算措置を講じるべきというふうに思うんですけれども、これ御答弁の中では建設業界を支えるための予算措置をしていただきたいと私の質問の中でも申し上げておりますけれども、この雇用の安定、従業員の確保という観点からも、この予算措置を講じるべきというふうに思いますが、この辺の御見解どうでしょう。
- 議長（小松則明君） 地域整備課長。
- 地域整備課長（中野智洋君） 議員おっしゃっているとおりでございます、町のほうでも公共工事のほうで地元の建設業ないしそういった雇用の確保であったりとか、もしくは地域経済の活性化とかそういうところにつながっているというふうには認識しております。ただし、一番今危惧しているのは役場も含めてなんですけれども、土木を含めて建築もそうなんです、技術者の確保が非常に難しいと。また各技術者の高齢化が著しく激しくて50代でも若手であると、そういった現状がございます。なので、公共工事の確保のほうもそうなんですけれども、人のほうの確保のほうをさらに危惧しているところでありまして、それらのバランスを見ながら適宜発注をしていきたいというふうには考えておりますし、そして、またその支えとなる予算のほうについても、べっこみひ

っこみというか波があるような、毎年の予算確保というわけにはいかないと思いますので、平準化した形での予算の確保を努めてまいりたいと。また、震災前については一般会計が大体50億から60億程度の予算規模だったんですけども、その中で純粋な土木工事のほうの予算というのが大体四、五億程度というふうになっていました。今現在はその倍ぐらいになっていまして、一般会計の予算規模、そちらのほうが増えつつあるようになっていまして、その中で土木のほうについては、震災前の水準を最低限守るような形では考えています。その上積み部分として、先ほど町長答弁のほうにもありました遊び場の関係であったりとか、もしくは鎮魂の森の関係であったりとか、そういったものが突発的に出てきているのかなというふうを考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 分かりました。総じて言えば、公共工事を増やしていただくことが、結果的に御答弁でもこれおっしゃっていた地域経済の発展に大きく寄与する。すなわちこれは個人消費の回復などにもつながっていくわけでありまして。そこで6月に町内建設事業者の要請で、産業建設常任委員会と町内事業者の懇談会を開催して様々な意見交換が行われ、また町内の懸案箇所の調査報告書を受け渡しされたことなど、この辺は当局とすれば御存じでしょうか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（中野智洋君） そちらのほうについて、建設業協会の大槌支部のほうの建設ソリューション検討委員会というところから提案と案内というか、御提案ということで一応資料のほうは頂いておまして、これらを参考にしながら次年度以降の工事の計画のほうに反映させていると。また、この提案の中には町が管理している道路河川以外の県が管理しているものもありますので、その辺りについても県のほうに適宜情報提供をしていったりとか、そういったことをお願いしているといった状況でございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） ありがとうございます。そこを踏まえて伺いますけれども、町内の大きな被害につながるような懸案箇所、当然町としても先ほど課長がおっしゃったように、事業者と共有している状況の中で、言わば町内全域にそういった懸案箇所というのは点在しているわけですね。それを毎年度順番を決めて整備していただけて、随分この懸案箇所の解消につながっていくというふうに思うんですけども、先ほど予算の中で平準化していくというお話もありましたけれども、どうでしょう、これ1個ず

つ確実に決めていくことで仕事も増える、また懸案箇所の解消にもつながるという観点で、どのような御見解をお持ちですか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（中野智洋君） そのとおりだと思っています。なので、建設業界からこういうふうな提言があったものについては、可能な限り予算化だけじゃなくて設計とかも入るんでしょうけれども、事業の実現に向けて進めていると、今現在もそのように進めておりますし、今後もそのように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 今後もしっかりと進めていただきたいと強く要望しておきたいと思えます。

それで（3）の部分の再質問なんですけれども、大震災津波の被災を免れたインフラ施設の老朽化対策について、町としても早期の対策を講じる必要があると認識しているということですが、治水対策、砂防関連施設、それから雨水排水網の整備などやるべきことはそれこそ盛りなわけでございます。そこで防災に関連してなんですけれども、9月の初旬、町内建設事業者の同行の下、何か所かの懸案箇所を実際視察に行っていました。事業者の方にその際指摘されたのが、防災に関連して車両避難の際に、駐車場が不足する問題でございます。城山の駐車場、これ満車になって入れないような状況が多々ある。例えば安渡公民館であれば基本的に利用できるのは舗装部分なわけなんですけれども、これは緊急時にグラウンド部分も開放すると伺っておりますが、あそこに一旦車が乗り入ると、それをさらにタイヤ痕を修正するためにまた人手もお金もかかってしまうという部分があって、そういうのも含めて、例えば城山が満車の場合は、社会福祉協議会が移転前に使用していたすぐそこ、役場庁舎の北側の町有地、それから安渡公民館が満車の場合は、公民館上の東側の町営住宅の跡地をそれぞれ整備して、不測の事態に備える。このようなお考えがあっても私はいいと思うんですが、この辺について防災対策課長どうでしょう。

○議長（小松則明君） 防災対策課参与。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 車避難につきましては、今年度ルールを定めましたが、一応原則は徒歩でございます。なので健常者の方は基本的に徒歩で逃げさせていただくということでお願いをしております。車避難を容認するとしましたのは、要支援者、自分で避難ができない方、それからペットとか自分がコロ

ナにかかっているなどの理由で、車で避難したいという方がおられれば、それは大槌川、小槌川の上流に向かって逃げていただくことに限り容認をしております。ですので、城山の駐車場であるとか、安渡公民館の駐車場であるとかが満車になるということは想定しておりません。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） これは答弁要りませんけれども、もちろんそれは行政側の考え。ただ、そういった考えの下、大震災の際に大きな被害が実際出ているわけじゃないですか。その辺を考えると、もちろん基本的にはそうなんだけれども、実際は車を使って避難される方がたくさんいるという現実、これはもちろんあるわけですよ。私、防災関連でアンケートの中に私の意見を書かせていただいたんですね。避難訓練の際は、車避難を想定して、やはりその駐車場への誘導であったりとかそういう部分も避難訓練に入れたほうがいとアンケートに書かせていただいたんだけど、まさにそういう部分だと思っんですよ。基本的にはそうなんだけれども、でも実際車を使って逃げる方はたくさんいらっしゃるわけだから、現に、だって駐車場が満杯にすぐなるわけじゃないですか。そういうときのためにも、もちろんそれは避難の際だけではなくていいですよ。いろんな部分で、駐車場が満杯になったときに使える場所があったっていいじゃないか、だって町有地だもん。そこをしっかり整備するというのは、私はあってもいいと思うんです。これ御答弁要りませんけれども、そういう意味で、いろいろこの防災関係もたくさん整備に関していろいろお話ししたいところがありますけれども、ちょっと時間の関係もあるので、最後に1つ教育委員会にお尋ねいたします。

先ほど申し上げた産業建設常任委員会と町内事業者の懇談会の中で指摘されたんですけども、中央公民館の入り口ホールの壁、それから天井の傷みが激しくて、安全面に問題があるために事業者が五、六年前から改修を進行しているということなんですけれども、これは事実でしょうか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（太田信博君） 中央公民館と城山体育館の指定管理のほうで、当課のほうを担当しております。議員御指摘の壁のところなんですけれども、確かに老朽化、施設自体の老朽化というのは確認しておりました。そのほか中の壁も含めて、全体の修繕が必要なところというのは、指定管理者のほうから意見をいただいて、それを順次確認しながら、補修等必要な場合には、そういったものを今後計画的に進めていき

たいというふうには考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 事業者のお話であると、もう五、六年前なので指定管理が入る前のこれは進言というふうに伺っております。事業者によると3年に1回建設設備に関わる点検をして、報告書も出していると。さらにそれにもこの箇所の問題が明記されているというふうに思うんですけれども、そうすると危険を指摘されながら、これは放置しているというふうにも受け取れるんですけれども、その辺の御見解はどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 時間を止めてください。分かっている方答えて。分かる。

協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（太田信博君） 今回の中央公民館、城山も含めてなんですけれども、こちらのほう公共施設でございますので、公共施設の維持管理の計画の中で、中長期的に整備を進めていくというふうに位置づけております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） この利用者の安全を考えると、中長期的なんていう悠長なことは言っていられないという部分もあると思うんですよ。早急に検討して、これは対応すべきと提言しておきたいというふうに思います。

それでは2つ目、移住定住促進への取組についての再質問でございます。

県営、町営ともに公営住宅については公営住宅法に基づいて自治体が条例制定しているところから、入居要件の緩和は難しいのが現状である。しかしながら、大槌町に帰ってきたいという方が、住環境の未整備によって断念せざるを得ないということは私は看過できないものと感じております。特に、当町にある震災後に整備された新築の民間賃貸住宅は、復興工事業者向けの単身者用が多くて、世帯向けのものは少ないものというふうに思われます。そこで、公営住宅に世帯で居住を希望される方々への声に応えるためにも、当局が国であるとかまた県のほうに、担当官庁にいわゆる入居要件の緩和を働きかける。町独自に設定できるようなそういった制度改正に向けての努力というのは必要ではないかと思いますが、その辺についての御見解を伺いたい。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（中野智洋君） 災害公営住宅が新しい新築物件に該当すると思いますが、こちらのほうについても最初は被災者に限りということになっていましたけれども、それがだんだんに空き部屋ができていくとともに、一般の方も入れるような住宅困窮者の

ための町営住宅という形で、今は運用しております。今現在、議員御指摘のように婚姻によるとかそういった場合の入居については、住宅困窮者ということであれば申し込むことは可能です。ただ、そのため、この方々のためだけの目的外使用ということに関しては、今現在も空き室が出たときに定期募集をかけたときには、100%を超えている募集があるものですから、今現在においても住宅困窮者の方が多いということもあるので、近い将来の課題であると、近い将来には対応しなきゃならないと思っておりますが、今は住宅困窮者の方のための町営住宅ということで、御理解いただければというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 大槌の町を出た方が、戻ってきたいんだけども住むところがないんですよというお話もよく聞くわけですよ。ただ、それというのはやはりその制度の壁というのがあって、なかなか、だってこれだけ全651戸中50戸が空き室になっている。大ケ口地区においては、70戸中14戸が空き室になっている、そういう現状の中でやはりその制度を知らない町民というか町を出た方々にすれば、これだけ空いているのに何で入れないのというふうな単純な疑問を持つ方々というのもやはりいらっしゃるわけですよ。もちろんそれはいろんな制度があって、それが実現しないというのは分かるんだけど、だから制度撤廃あるいは改正するために、町はそれなりに動いていかなければならないんじゃないかなということをおし上げていただいているわけであって、そこに向けてはしっかりと努力していただきたいというふうに思うんですね。やはり人口減少対策にもこれはつながっていくことだと思うので、私この質問の中にも書いてあるんだけど、人口減少対策しますよ、もう転入者を入れたいんですよと言いつつも、住むところはどうにもならないんですよというのも少し矛盾した話じゃないかなと思うんです。だからこそ、やはりこういった制度の撤廃に向けて、あるいは改正に向けて動くべきは行政のお仕事じゃないかなというふうに思うんですが、よろしく願いいたします。

それで、続いて次に移住定住施策の取組として新婚生活支援の民間賃貸住宅家賃補助金、また新築住宅を建設する際の移住定住促進補助金をそれぞれ創設しておりますが、これ財源に限りがあるのを重々承知で申し上げますと、やはり交付対象期間の延長であるとか、また補助金額の引上げの取組というのも、私は必要ではないかなと。ここで何%引き上げてくださいますよということとは言えないけれども、こういう考えも私はあっているのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

利用者の方々とこれからつぶさに意見交換等しながら、そういった制度改正であったり拡充であったりという部分を検討してまいりたいというふうに考えてございます。ただ、ほかの施策もパッケージで取り組みたいというふうに考えてございます。議員の皆様から、それから町民の皆様方からのお声を聞き取りながら、施策に反映してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） これ今申し上げたことは、まさに町民の声ですよ。しっかりと留意していただきたい。少し細かい数字の指摘になるんですけども、御答弁の中に令和4年度の20代、30代の転出者は令和3年に比較し減少し、そして転入世帯は増加しておりますとございました。令和4年度と令和3年、これ一方が年度ならばもう一方も年度でなければ比較対象にならないんじゃないかと思うんですが、これはもう単純に記載ミスなのかあるいは意図的に年度と年にしているのか、この辺御見解を伺いたい。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） これは記載ミスでございまして、度ですね。年度でございます。以後改めます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） そうですよ。年度と年であれば比較対象にならないわけですから、これ厳しいことを言えば単年度だけ少し改善したところで、やはり人口減少に対する取組が私は少々町としては甘いところがあるんじゃないかなというふうに思うんですよ。これ町長に伺いたいんですけども、今まで以上にやはり危機感を持って、人口減少対策に真剣に取り組むべきと、町長の6つのメッセージの中にもありましたけれども、これ町長どのような御見解をお持ちですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今の一般質問から再質問から含めて、移住定住施策については、やはり本当に真剣に考えていかなきゃならないと思います。結果として、その取組の中で人口減少が続くことがあろうかとは思いますが、やはり施策含めて、単に移住者に対しての施策だけでなく、やはり福祉から教育まで全体のパッケージとしてしっかりと大槌町に移住しても定住してもいいなと思われるような施策を打っていく必要があるだろ

うと強く思っています。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ちょっと答弁の書き方が悪かったんですが、ここ3年は実は伸びてきています。ただ単に表現の仕方もあったんですが、令和3年度と令和4年度の比較はしていますが、20代30代の層は、実は単身世帯もそうですけれども、移住定住のほうは年々増えてきてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 分かりました。進みます。

続きまして、町長の選挙公約についての再質問でございます。

駅裏の防災、1つ目です。駅裏の防災集団移転促進元地の利活用についての再質問ですが、これ元地の活用では、やはり隣接する湧水エリアとの関係で事業自体も限定的なものになってくると思うんですけれども、これまでそのような検討が遅れにつながっているケースなどというのはどうでしょう、実際あるんでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） おっしゃるとおりでございます、実は湧水エリアの関係の自然保護団体の方々とも意見交換しながら進めなければならないということもあったので、ただそれが完全に全部影響しているかということではございません。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 分かりました。

次に、遊び場の整備についてでございますが、私も前任期から4年取り組んできました、質問の中にもありましたけれども、町が真剣に今取り組んでいるんだということに関して、まずは率直に高く評価したいというふうに思っております。その上で伺いたいの、これまでの計画では9月までに5回ワークショップを実施して、計画案をまとめるということになっていたはずなんです、先ほどの御答弁では3回しか実施していないということで、これは計画どおりに進んでいない、言わば大幅な遅れが出ているという見方でよろしいんでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（太田信博君） 今年度、ワークショップの予定といたしましては、議員御指摘のとおり第4回と第5回が10月までの間には行われる計画でございました。しかし、第4回目のワークショップに向けて、ゾーニングであったりそれと建設

費用の概算であったり、その効果とかそういったものを今精査して4回目のワークショップに向けて準備を進めているところでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 続けて申し上げますと、これ小中高生のワークショップについては10月上旬までに高校生が2回、小中学生が2回となっておりますけれども、御答弁には高校生2回だけとありました。これは小中学生のワークショップというのは、実際実施していないのでしょうか。それとも、予定はあったけれどもできないのか、できていないのか。その辺御答弁お願いします。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（太田信博君） 小中学校の分科会のほうにつきましては、開催する予定で、教育関係のほうと、今すり合わせのほうは実際はしているんですけども、具体的なその内容を、今まとめている段階でしたので、まだそこに至っていないといったこととなります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） そういったことを淡々と進めていくことが、全体の進捗状況に影響してくると思うので、しっかりここはやるべきというふうに思っております。

それで、このワークショップに参加する人を少人数に限定して実施することで本当に町民の意見というのが反映できているのかというのが私は心配になってくるわけでありまして、これまでもそういった疑問というのは、例えば全員協議会であったり議会の場でも繰り返し議論されてきたわけでございます。それに対して、当局ではホームページで内容を公開して、町民から意見を集めるとしてきたんですけども、ホームページには第2回までの結果が掲載されているだけなんです。少し町民の意見を集めると言いながらも、これきつい言い方しますよ。少しお粗末過ぎはしないかなと思うんですが、この辺についての御見解を。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（太田信博君） まずは、ワークショップのメンバーのほうでございまして。こちらのほうは、当初の遊び場の検討に当たりまして、今年の1月だったと思いますが、子供の心身の健全な発育のほか子供の親世代や高齢者のワークステージに応じた幅広い用途に応える場として、基本構想をまとめるために実施したところでございまして。その中でワークショップのほう、メンバー17人ございまして。その中にはもち

ろん子供といったところもありますので、幼稚園、保育園、学校、PTAの関係者と公募による方々で構成しているところがございます。それと、確かに意見の収集といったところにつきましては、私のほうの情報発信が不足しているということは、そのとおりかなと感じているところがございます。ですので、今後、今回の第4回のワークショップ等を開催するに当たっては、周知していきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） よろしくお願いたします。私を感じるのは、あまりにも設備というかその施設の内容を盛り過ぎていて、それで話が全然進んでいかないというのも一つの原因ではなかろうかというふうに思うんですよ。例えば、皆さんも御存じだと思うんですけども、鶴住居であるとか見てください。もう本当に簡単なものじゃないですか。遊具が幾つかあって、子供が遊ぶような山とかそういう山に見立てたような構築物がある。そういう中でも、しっかりと年齢の高い世代も集まりながら子供も集まる、そして子育て世代の親御さんなんかも集まるような場所になっているんですね。当町の場合は、子供の遊び場といえばこれもくっつけなきゃいけない、これもくっつけなきゃいけないという形で、一向に何か話が進んでいかない。だから、検討するにも多世代を呼んでみんなで話し合ひましょうみたいな話になって、それはいろんな意見が出ますよ。だから、やはりなかなか進んでいかないという部分もあると思うんですね。

一つ提案なんですけれども、旧大槌病院の跡地を活用するのであれば、例えばエリア分けして、既にもう例えば遊び場の部分は遊び場の部分で進めていく。その後例えば、高齢者が集まるような設備も整えていく。例えばそこにはドッグランなんかもあってもいいじゃないですか。そういうことは一体に考えていくのではなくて、個々にエリア分けして考えていくのも一つのやり方ではないかなと思うんです。ちょうど私が前任期、議員になりたての頃に、子供の遊び場プロジェクトという団体が、町に遊び場の早期整備に向けての要望書を出しました。あれから4年がたって、そのときに例えば小学校1年生だった子、もう5年生とか2年生だった子が6年生になっている。いつまでも子供は小さいわけじゃない。そして親御さんたちもいつまでも子供の子育て世代じゃないわけであって、やはりその辺を考えると、あまりてんこ盛りに盛って盛って、あれもこれもじゃなくて、遊び場だったら遊び場に一つに絞って、もっと簡単な考え方でいったらどうか。予算的なことを考えれば一体的に進めていったほうが、それはその予算の面でも有利な部分あると思うんですけども、その辺私の個人的な見解として申し添え

ておきたいと思います。

それで最後の質問でございます。これももう抜粋していきますけれども、基金の創設について昨日の同僚議員の質問に対する町長の答弁で、一般財源からの積む基金であることが分かりましたけれども、具体的なことはあまり触れていなかった、例えばその基金の内容であったり、そういった具体的なことはちょっと明確にならなかったなという思いがあるんですが、しかしながら町長が努力義務として掲げているということは、何かしらのプラン、質問の答えの中にもざっくりとはありますが、プランは掲げております。ただ、これだけその思いを持って努力義務として掲げている以上は、もっと強い思いが恐らくおありでしょう。そこをお聞きしたいと思うんですけれども、これから当然形にしていく中で、様々な町長の思いであるとか、思い描くものというのはあると思うんですね。その辺をちょっと具体的に最後に御提示願いたい。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） この基金につきましては、やはり郷土芸能を含めて文化財含めて、大槌の宝だと思っております。やはりそれは、やはりつなげていく、これから伝えていかなければなりませんので、人材育成が一番大きいのかなと思います。町内だけではなくて祭りを見てもそうなんです、町内の人たちだけではつないでいけない部分がございますので、町外の方々も含めてつながるような、そういう郷土芸能を町内だけでなく町外に含めて発展できるような、そういう基金にしていきたいなと思います。

また、文化財につきましても、指定をされていない状況はありますので、そうでなくてもやはり修繕は必要だと。価値があるんだという部分につきましては、修繕できるようなそういう仕組みにしたいなと思います。これは決して行政だけではなくて、ある程度その文化財審議会もございしますが、選考をしてどれに投資をしていくかという部分がオープンな、そういう委員会の中で基金の活用を図っていくという取組にしていきたいと思います。やはり今回の中では、やはり基金1億円という形で掲げました。一般財源ということでございますが、それについての計画につきましては、後期の計画もこれからつくる、来年度以降、総合計画の後期計画はできますので、その中で具体的に基金の積み方含めて検討、しっかりとしてまいります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君の質問を終結いたします。

13時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時16分

再開

午後1時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

芳賀 潤君の質問を許します。御登壇願います。芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 新風会の芳賀 潤です。私も初当選以来4期目となります。無投票で議員となることはもちろん初めてのことであり、選ばれるという結果にならなかったことは残念ではありますが、それに至るまで支えていただいた皆様には感謝申し上げたいと思います。

今回の無投票については、いわゆる政治離れ、無関心、議会議員としての魅力がないことなどが影響しているとか、また議員の定数、仕事との兼務、辞めてまで出馬する、報酬に見合わないのか。今回当選した議員はもとより、次期に向けた課題として議論していかなければならないとも感じております。しかしながら、議員であることに違いはなく、改めて自覚と責任を持ちながら職責を全うしていかなければなりません。今後4年間、住民の皆様との声と向き合いながら、必要に応じてはその声を当局に届け、政策を提言できればと考えております。

それでは質問に入らせていただきます。

町長の所信表明について。

町長の所信表明の中から、次の項目について伺います。

まず初めに、町長の公約で掲げている「産業振興による町民所得のまちづくり」の中からですが、岩手ジビエ大槌鹿と、岩手大槌サーモンは、そのPRと販路拡大などにより、そのブランド力は年々高まっていると思っております。

町として側面支援するとともに、新たな大槌ブランドの開発・研究や担い手の育成及び農林水産物の生産支援を進めていくことは、言わば責務であると思えます。

サーモン養殖生けすについては、最初の2基から3基、現在の5基から今後は8基に増設していく計画と聞いております。

漁業振興につきましては、サーモン養殖のほか藻場再生、ウニ蓄養、ダイビング等観光振興、海洋学習といった複合的な取組を核として計画の取りまとめを行っているとのこと。

藻場再生に関しては、町の単独費で事業を実施してきましたが、今回岩手県の予算もついたと伺いましたが、何がどのように変わっていくのか、その効果と規模、今後につ

いて伺います。

また、私も以前取り上げましたが、ダイバー養成の拠点を藻場再生事業と関連づけながら、交流人口の拡大を図るような政策について、実現性を帯びた所信と受け取りましたが、当局の見解を伺います。

次に「福祉・子育て、教育のまちづくり」の中から伺います。

障害者共同生活施設、いわゆるグループホーム整備について、次期「大槌町障がい福祉プラン」に位置づけ、早期実現に向けた具体的な取組を着実に進めていくとのことですが、障害者グループホームのニーズは以前から検討されてきたところではありますが、町内に整備する必要性を伺います。

また、見守りを含む共同生活としての役割と、一方で欠かせないのは就労継続支援施設があつてこそ、そこで生活する方々の生活の生きがい、社会性の実現が図られるものと理解しておりますが、その関係性と実現に向けた計画について伺います。

また、地域コミュニティの希薄化が課題となる中、町内各地区のリーダーとなる方々の協働体制が構築されており、地域の強みを生かし、連携した取組など活発な話し合いが行われており、このような活動の追い風とすべく、各地区の支援を行う専門員を配置し、地域の調査や相談、活動支援などの充実を図っていくとのことですが、具体的にいつから実施するのか、実現に向けた取組について伺います。

次に、「歴史郷土芸能、震災伝承等を通じたまちづくり」の中で、「郷土館の整備」について言及しておりますが、私の記憶の中では、こういった形で郷土館の整備について、町長が言及するのは初めてのことだと認識しておりますが、今回、郷土館の整備について言及した理由と、その実現に向けたプロセスについて伺います。

最後に、「信頼・信用される役場組織・人材育成のまちづくり」の中で、組織の強化として、「班長制度」から「課長補佐・係長制度」へ組織改編を行うと言及しておりますが、これは常々議論されておりますし、遅きに失している感もありますが、いつから実施するのか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 芳賀 潤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、岩手県の藻場再生事業についてお答えをいたします。

船越湾吉里吉里漁港側に、藻礁ブロックを設置する事業を設計から施工まで、令和4

年度から令和6年の3か年に実施予定であり、事業規模は3か年で約1億1,000万円、今年度については藻礁ブロック20基を設置予定となっております。

岩手県が設置する藻礁ブロック設置の効果と今後の展開については、藻場再生には有効ですが、付着物の除去などの管理が必要となってきますので、設置後は大槌町藻場再生協議会と連携し、藻場の再生管理を行ってまいります。

次に、藻場再生と交流人口の拡大の施策の展開についてお答えをいたします。

本年度、水産庁の海業振興モデル地区に吉里吉里漁港が選定され、吉里吉里漁港の海業振興協議会を設置し、「サーモン養殖」、「藻場再生」、「ウニ蓄養」、「ダイビング等観光振興」、「海洋学習」といった複合的な取組を現在検討しているところであります。

議員御提案のダイバー養成の拠点を藻場再生事業と関連づけながら、交流人口の拡大を図るような施策展開については、海業振興の検討課題の一つとして検討し、事業展開につきましても、令和7年度実施を目標に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

引き続き、「水産振興」にとどまらず、「環境保全」、「観光振興」と組み合わせ、交流人口の拡大に向け、町内関係者で取り組んでまいります。

次に、障害者グループホームの整備についてお答えをいたします。

グループホームは、入所施設や病院等からの地域移行を進めるため、これまで整備が推進されてきたところであり、それらの支援において重要な役割を担っております。

また、現「大槌町障がい福祉プラン」の策定時に実施したアンケート調査においても、グループホームの利用を希望している方が複数人おり、町内での生活を引き続き希望される方も多くおります。

しかしながら、平成18年度に障害者自立支援法のサービスとして位置づけられて以来、いまだ当町には受皿がなく、グループホームの利用希望者は町外の施設を利用している現状にあります。

このことを踏まえ、現在、策定中の次期「大槌町障がい福祉プラン」に整備を明確化し、民設民営を前提に、社会福祉法人等が町内にグループホームを整備するための支援体制を構築し、早期実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、グループホームは原則として住まいの提供及び夜間支援が主となることから、就労継続支援施設の環境整備など、日中活動の在り方が重要となります。

一方で、一つの自治体において、様々な障害福祉サービスを提供することは現実的に難しい面があることから、釜石・大槌圏域では、平成18年度に釜石大槌地域自立支援協議会を設置し、障害福祉の推進及び障害福祉サービスの充実に取り組んでいるところであります。グループホームを住まいの拠点とし、地域で自立した生活を送るためには、圏域内における既存の就労支援系施設の充実が重要であります。

そのためには、より一層、障害者雇用を促進するとともに、官公庁における優先調達等の拡充を図るなど、仕事の確保と作業内容等の充実、工賃アップの取組など、引き続き釜石大槌地域自立支援協議会と連携しながら取組を進めてまいります。

次に、各地区の支援を行う専門員の配置についてお答えをいたします。

各地区の支援を行う専門員の配置については、総務省が実施する集落支援員制度の活用等を見据え検討しております。

本年度は、次年度の事業化に向けて、自治会・町内会等と連携し、配置の在り方や求められる役割など、地域のニーズを分析しながら、準備を進めて参ります。

次に、郷土館の整備についてお答えをいたします。

長年の懸案事項であった郷土館の整備につきましては、これまでも定例会での一般質問等におきまして、幾多の御意見を頂戴し、議論を重ねてまいりました。

当町では東日本大震災津波により、多くの貴重な文化財が消失した一方で、復興事業に伴う発掘調査で出土した考古資料や、寄贈された民具資料等を所蔵しており、これらの貴重な文化財の保護、活用を図ることは急務であると考えております。

しかしながら、ここ数年間、文化財専門員の不在により足踏み状態であったことは否めません。そのことから、本年度において当町の文化財保護行政を安定かつ加速化させることを目的として、文化財専門員2名の採用に至ったところであり、町の歴史を物語る貴重な文化財を後世に継承していくためにも、郷土館の整備に向けて、より踏み込んだ検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

そのためにも、まず初めのプロセスとして、郷土館の規模の確定に向けて、引き続き町内における指定文化財及び指定候補物件の全量調査や、未指定文化財の量感調査を進めるとともに、町文化財保護審議会とも連携し協議を重ねてまいります。

さらには、郷土館整備に係る準備委員会組織の創設などを含めて総合的に検討を進め、郷土館整備に向けた基金の積立再開を視野に入れ、その実現に向けて取り組んでまいります。

次に、組織改編についてお答えをいたします。

「班長制度」から「課長補佐・係長制度」への組織改編は、令和6年度より実施することで事務を進めております。

平成20年度より、行政改革の課題であった人件費の抑制を図りつつ「意思決定の迅速化」「権限と責任の明確化」等の効果を狙い、班長制を導入しました。係を統合し事務の合理化を図り、少数精鋭での行政運営を目指したものでした。職員減少への対応等、一定の効果はあったと思いますが、当初の目標やメリットとした点について、十分に達成し得ていない状況にあると考えております。

現在、関係例規の確認、人員の配置計画案作成等の作業を行っているところであります。不祥事を未然に防ぐため、重層的な組織を構築し、チェック体制を見直すことで、組織の強化を図ってまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） それでは、質問の順番で再質問させていただきます。

まず1番目の、まず経済がよくならなるとなかなか税収も上がらないし、所得の向上をやはり掲げていったほうがいいのではないかということで、ここに挙げてみました。今朝の岩手日報で、もう、ばんと一面に出ていましたので、ある程度の答えはもう御覧になった方は分かると思いますけれども、質問している関係もありまして順次行きますけれども、岩手県で予算づけをして3年で1億1,000万、いわゆるテトラポット、縦型の、それが3年で20基を掛ける3という意味ですか、この答弁は。3年で20基という意味ですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 県から聞いているところによりますと、令和4年は設計で、令和5年と6年でブロック設置でございまして、来年度も同じような数を検討していると。予算措置が来年でございまして、一応そういうふうにご覧でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 県でそこまで煮詰まっているというのであれば、大体場所の特定とかそこら辺までもなっていると思いますが、どの辺にどの程度という数量的なものは。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

県から資料をもらってございまして、ちょっと私も、何と読むんですか、金ヶ崎、仲間漁場ですか、そちらの近辺に敷設するというふうに伺ってございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） まさしく今藻場再生でダイバーの皆さんが潜っておられる、今後潜るであろうという地域に設置してということになるかと思えます。ちなみに、この答弁で付着物があってという話もあるんですが、コンクリート製のブロックは、漁師の皆さんと話をしていると、新しいテトラにアワビがつくんですよね。そういう効果もあるので、決して迷惑なものではない。津波で結構流されていまして、積んだものが崩れたりとか、それを藻場再生という機能をプラスしながらやっていくことというのは非常に、これだけの予算かかるので、町これは単独ではもう到底無理だし、これを起爆剤としてどンドンどンドン藻場再生もしながら、こういうテトラみたいなものも備え付けながら藻場を再生する。いわゆる餌ができる。そこにウニ、アワビが肥えてくるみたいな、それで小魚も増えていくという理想的なものの形づけはやっとならうと県のほうも動いてくれたかなと思うんですけれども、その根本で言う藻場再生はうちのほうで、うちのほうでと勝手な言い方して申し訳ないんですが、単独費でふるさと納税等の基金をつなぎながらやってきたという経緯は分かっているんですが、ここに対する県も出してくれるような動きというのは、今後考えられますでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

県は昨年度まで黄金のウニ事業という、それはウニ畜養に特化した事業でございまして、やっていたんですが、今年は事業の効果を見まして、ございません。昨年度からこのような藻場再生のハード事業にシフトしてきてございます。町では単独事業のほかに国庫補助金、水産多面的事業というのも活用いたしまして、今現在取り組んでございます。県には、引き続きハード整備と併せてソフト事業の、特にウニ蓄養に関する事業に関しても町長からも要望活動を行ってまいりましたので、引き続き県と連携しながら、藻場再生に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 課長の知っているところで答弁願いたいんですけれども、私も近隣の市町村の議員の方々と話をするとき、確かに磯焼け対策は沿岸どこでもそうなんです。しかしながら、町の単独費まで使いながら国の補助金を活用しながら、ダイバ

一さんに潜っていただくかは別にして、藻場再生に取り組んでいる市町村というのは非常に少ないと聞いているんですが、その点について御紹介いただければ。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 芳賀議員には、日頃よりこの藻場再生に御理解と御協力いただきまして誠にありがとうございます。議員おっしゃるとおり、県内では今私ども確認しているのでは、私ども入れて3市町村のみというふうに確認してございます。先日、新聞に近隣市町村でブルーカーボンクレジットの件が出ておりましたが、あれは養殖棚にある、要は排出量を売っているだけで、藻場再生をしているわけではございません。当町は、その点も含めまして積極的に藻場再生活動に取り組んでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） いずれこの藻場再生が起爆剤となって様々なものに発展していくんだと思うんですね。だから私も興味を持って勉強したり、あと漁師の皆さんと藻場ということの再生、あと藻場協の人とも話をするんですけども、単純に磯焼けだから潜ってダイバーさんが藻場、ウニ、アワビの保護だとかという話ではなくて、やはりそこには金がかかる。町も単独予算がある。何が一番金かかっているか、やはり人手がかかる。ダイバーに人件費がかかる。なので私以前言ったダイバーを養成するというのは、三陸の海というのは非常に魅力的なんですよ。誰しもが潜ってみたいところなんです。お金を払って来てくださいじゃなくて、金払うから潜らせてける、極端な話をするとですよ。なので、ここがコラボしていくことによって、そもそもお金をかけて潜っていたものが、全国からダイバーの人たちがどのぐらい集まるかは今後のリサーチなんだと思いますけれども、そういうからくりを先んじてやっていくということも発信につながるとは思いますけれども、そのような意見についてどのように考えますでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。昨年ですか、ユーチューブのインフルエンサーの方に藻場、当町の藻場再生協議会と一緒に潜っていただいて、それを発信していただきました。全国から非常に大きな反響がございました。そのように藻場再生活動と、やはり今環境保全というのが非常に興味を持たれてございます。そういった形で、そういったダイバーの方々も含めて今後PRしながら、観光と結びつけながら取り組んで、これから非常に伸びる分野であるというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 当町の課長の部下というか、職員の中にも非常に発信の上手な職員がいるので、フェイスブック等でかなり見られている方もいたり、実際漁師の方々、あとダイバーを除いて海の中を直接見るという機会がないわけですね。なので、例えば小学校あたりで理科の学習なのかな、図鑑に出てくる海の中には海藻が生えて魚があって、ウニ、アワビがいるみたいなそんな幻想を抱いている子供たちがいるとして、幻想ですよ。今の三陸の海、海藻はないわ、もう白けたところにウニがポツポツいるわ、開けてみれば食べられるようなものではないわというのが現実なので、理想を決して追いかけるような発言するのではなく、これが今の答弁にあったとおりのダイバーの人たちが三陸の海に潜りたい、大槌の海に潜りたいと言って訪れる、泊まる、潜って藻再生する、交流人口がすごく私経済効果につながるんだと思うんですね。

ダイバーさんは夏だけ潜るんじゃないんですね。寒い中もやはり潜るので、年がら年中、そういう意味では非常に交流人口の拡大につながるような気がしているので、これひいき目なのかも分かりませんが、そういう交流人口も含めたこの藻場再生事業、ダイバーの養成拠点をつくったり基地をつくったりというところに、役場として本腰を入れていくというようなことでよろしいですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

ダイバーの拠点に関しましては、まず先ほど町長の答弁でもございましたが、本年度、海業振興の計画をつくってございます。あくまでも目標でございますが、令和6年度中にその形を取りまとめて、可能であれば地方創生事業を活用して、令和7年度から観光と藻場再生とウニ蓄養という形で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 大槌町が海業の指定を受けた、これだって全国で数そんなにないわけですね。そういう関連づけた補助金とか予算の中でそういうものを計画づけることによって、そっちからもいろんな資金面の工面ができたりとかということで、私も希望的観測持っているんですが、そういう点はいかがですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

先ほどちょっとお答えしました水産多面的事業もございます。ただ、特化して観光分野というのが大分特化した事業がないものですから、今後いろんなメニューを勘案して

いかなければなりませんけれども、目下やはり一番使いやすいというか、検討できるのが地方創生事業ではないかと思っております。ですので、令和6年度にかけて計画等を踏まえまして、効果とか計画を踏まえまして、今後の藻場再生活動、それから観光振興に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 今の時間を使って藻場再生のお話を取り上げていますけれども、その海に関連すると、先ほど来言っているサーモンに関しても大槌高校のシミュレーション大槌で私も授業させていただきましたけれども、非常に関心が高くていろんなアイデアを出したり、それが町のほうでも少し事業化になったりということで、サーモンの話もすると、今日も載っていましたが670トンを超えたと。前年比の倍ですもんね、前年が300ですから。今度3基増えれば来期は1,000トン。今期というか前期が水温が低かったということで魚の成長も遅かった、今年は暖かかったので早かったというそういうのもあるんだと思いますけれども、関連の業者さんとも話しますけれども、非常にいい場所で8基から将来的にはもっともっと増やしたいという話もありますけれども、我々は、町民の方々は増えれば増えるほど、食べる機会もあるし目に留まる機会もあると思うんですが、もう根本的なこれをやることによって大槌の経済効果というのは、どの程度だというふうに認識、担当課ではしていますか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

これあくまでも令和4年度での、あくまでも推計でございますけれども、3億5,000万程度、雇用や販売等を含めまして、町内での経済効果は約3億5,000万というふうに推計してございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 当初2基からスタートして、トラウトサーモン、ギンザケでやっていって、もう売行きがいいもので地元に戻らないというのが最初の年のクレームでした。3基になってもなかなか回らない。今年5基になって、話を聞くと逆にもうニーズのほうが強くて、冷凍して冬場に売りたいんだけど、冷凍する魚すらないぐらい水揚げになったといううれしい悲鳴として聞いているんですが、今期というか前期なんでしょうけれども、町内の加工業さんであるだとか、簡単に言うと魚屋さんですよ。地元の人たちがサーモンをちゃんと食べられていて、地元でつくったものを地元の人が食

べられないというのも何か変な話なので、そこら辺の声というのはどの程度届いてい
すでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、実は町内での引き合いが強いんですが、ニッスイのルートで
どうしても回る分があるものですから、買えないという状況は伺ってございます。この
声に関しましては、ニッスイ側に非常に強く届けてございます。引き続き町内での流通
量を拡大するために、町としても漁協等と一緒に、引き続き対応してまいりたいという
ふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 私もニッスイさんの関係で弓ヶ浜水産、吉里吉里に事務所がある
関係でたまに訪れて話をして、毎年少しずつではあるけれども漁協さんを経由しながら、
町内の魚屋さんが何尾欲しい、何尾欲しいというのをタイムリーに聞きながら、翌日は
計画出荷ですからね。計画出荷ですから、そういうものはその声としてきちっと反映さ
せていきたいし、いっているつもりだということなので、5基が次シーズンが8基にな
ればもっともっと町の皆さんに提供ができるのかなというふうに思います。私も出歩く
ことが多いので、宮古のサーモン食べたり釜石のサクラマス食べたり様々なものを食べ
ています。自分の住んでいる土地をひいき目で見るとはいい、大槌町のおいしいん
ですよ。これ好みの問題かも分かりませんが、そういうふうにお料理屋さんで
も評価が高いので、これをブランド化したり売り込むというのはやはり戦術だと思いま
すよね。能年玲奈ちゃんがイオンでどうのという話、それは話として、でもリピーター
が出てきたりということは、やはりその素材自体がよくないと駄目だし、PR力、販路
拡大というのは必ず責務であると思うので、そこら辺もコラボしていただければ、いい
ものをつくっていただければ、今言うように令和4年で3億5,000万の経済効果がある
と。今の3倍ぐらいの生けすを持ちたいと言っているわけだから、10億ですよ、経済効
果として。10億が町の税金で入るわけではないものにしても、それだけの金が回るとい
うことはこれは画期的な経済効果だと思いますので、ぜひ力を入れていただきたいし、
必要であれば話をする機会も私も多く持っていきたいと思いますが、何かあれば。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 心強い御声援ありがとうございます。町としても、

この岩手大槌サーモンのPRにかけまして、ニッスイと今年度は補助金200万ほど支出いたしまして、首都圏、それから東北6県でのCMを流してございます。私ども、それから町出身者の方からもCMを見たよと、岩手大槌サーモンが東京で買えると、そういったお声もいただいております。まずはPRをしながら、そして町内で買える、食べられるという体制も引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 支える人たちも養成というか見つけていかなくちゃならない。増えることはすごく喜ばしいんですが、去年までは町のシルバー人材センターに依頼して、人もある程度見つかったんですが、今年はそういかなかったんですね。なので釜石のシルバーにまで拡大して応援をしていただいて、水揚げをしているというのが実際です。これが8基になって10基になってもっと増えていくということは、やはり水揚げしたときの処理して出荷するまでその人工も必ず必要になりますので、今度所信の中で出ている組合であるだとか、これも非常によく回ればサーモンの水揚げが5、6、7、この3か月しかないの、ここに特化して毎朝何人だろう、20人以上は作業しているように見受けられたので、これが3倍になればもっとも大きくなるでしょう。時間も長くなるんでしょうけれども、こういうのもやはりサーモンと言ったときに、実際サーモンを見るだけではなくてそこに至るまでのプロセスも非常にあるので、そこら辺も忘れずフォローしていただければいいかなというふうに思います。よろしく申し上げます。それでは、次の質問に移ります。

障害者のグループホームについてですけれども、私の記憶によると障害者のグループホームの施設整備について、こうやって表に出てきたのは3回目というふうに記憶があります、何となく。正解かどうかは別にして。ということは、以前の2回はできていなかったんですね。ここら辺の問題点とか今後の取組について、何か見解を持っていますでしょうか。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） 今回のグループホームの整備につきましては、ある程度町の計画のほうにも障害プランのほうにも明確化するとともに、これまでのいろいろ町の地域への説明の在り方という部分であったりとか、そういった住民合意の部分であったりとかそういった部分も非常に重要なことというふうに思っておりますので、そういった部分につきまして、町が主体となって積極的に住民説明会を行いながら、あと地域住

民に加えて、町内会や自治会、あとは民生委員や社会福祉協議会など地域の見守りに携わる方々にも丁寧に説明して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 以前私も常任委員会で障害者プランのほうに携わったときに、障害を持たれている子供を抱えている親御さんの悩み、本当に切実なんですよ、やはり。なので、このニーズが決して減るものではないと思うんですが、このグループホームの整備について、高齢者であれば専門なので9名定員でワンユニットやるのかツーユニットやるのかというふうな話ができるんですが、今回のグループホームについては規模感がどの程度のものを想定していますでしょうか。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） 詳細につきましてはこれからの検討ということになりますけれども、あぁいった町有地の空き区画の利活用等も含めまして、建設場所の選定であったりとか建物の規模や入所できる人数など改めて、今、障がい福祉プランの次期計画を今策定している最中でありまして、ちょうど今アンケート調査を実施しているところであります。そういったところのニーズを踏まえながら、あと先進自治体等のノウハウ等も吸収しつつ、関係機関と連携しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 答弁書の中で、民設民営を前提に社会福祉法人等が町内にグループホーム整備たる支援体制を構築しというふうにありますので、例えば町が計画的にグループホーム整備をこの3か年の中でやるというふうに位置づけて、手を挙げていただいて、そこと話をしながらこういう土地ではどうだ、こういう土地ではどうだという進め方でいくのか、それとも3年前、高齢者のグループホームの整備が1回頓挫して、応募がなくて全国展開して、今、関東のほうの方がやられているという環境もあるんですが、今後の進め方をすればどっちだということではないんでしょうけれども、どのような想定をしておりますでしょうか。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） 原則民設民営ということで、現時点におきましては公募型で行うことを今想定しているところであります。今後につきましては、町長の答弁にもございましたけれども、もちろん地域の町内の事業者もそうなんですけれども、そち

らも含めて、これまで障害者施策というものは釜石・大槌圏域で取り組んできた経緯もございますので、圏域でそういったサービスの公式の部分であったりとか、現状、就労支援系の施設の在り方も含めて、町内も含めて圏域全体であったりとか、そういった部分で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 私も専門でないのでちょっと伺いたいんですが、障害者のグループホームと私は就労支援施設というのはセットでありたいんだと思うんです。高齢者と違って見守り保護生活ではなくて、暮らしというものと働く者がセットでないと、社会性が成り立っていかないと思うんですよ。その中で今まではなかったもので、釜石とのコラボでもよかったんだろうけれども、整備をするとなると、じゃあ働きに釜石に行くのかという議論になるわけですよ。だとしたら、何かメニューをつくりながらそういうものの整備も考えながらやられるほうが効率的なんだと思う、そのことだけを考えていくと。ただ、現状で町内の障害者の就労支援系の施設というのはどの程度あるのかなのか、あればどのようなことを言うのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） 今、就労系の施設につきましては、町内に2事業所ございます。社会福祉協議会さんのほうが母体でやっているワークフォローさんのほうと、あと、わらび学園さんのほうが就労支援系の施設としてございます。あと圏域でいいますと釜石市に4つございますので、圏域内には合計で6つの就労系施設があるというふうな形になっております。そういった部分でも場所によっては異なりますけれども、送迎等のサービス等も併せてやっているような状況でございますので、そういった部分で基本的にグループホームはそのとおり住まいの提供であったりとか、夜間支援の部分となりますので、肝腎なのはやはり日中活動をどうしていくかという部分となりますので、こういった部分につきましても釜石大槌自立支援協議会のほうで就労支援部会というのがございまして、そちらのほうで就労支援系の施設の充実についても協議してございますので、そういった中で基本的には既存施設の充実というところで考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） ありがとうございます。先ほどの答弁の中で公用地も活用しながらという話があったので、施設整備の一丁目一番地は土地なんですよ。民間が発信する

ときには。土地はちゃんとありますから始まるんですよ。土地がないところに物は建たないわけだから、その土地の近隣の住民は合意していますかというところから始まる。今では関東のほうに行けば、田舎だと子供の施設はありがたいじゃないですか、学校だってありがたいじゃないですか。関東に行けば、こども園は迷惑施設ですからね。私、老人ホーム3回建てましたけれども、全部住民説明会を丁寧にして、ありがたい、田舎はあるよ。でも、やはり概念が変わってきているんですよ。だからそこを履き違えると、また話が後戻りしてしまうので、手を挙げていただいた法人さんときちっと土地の協議をしながら、近隣住民に説明をしながら、本当はセットでありたい就労支援施設もちゃんと担保しながら、そこが完結できるようにしないと、箱物を造ったわ、結果がという話では非常にまずいので、やはりそこはきちっと町が支援していただきたいかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に移ります。

コミュニティーの関係で伺いました。答弁の中に出てくる総務省の集落支援員の事業という話があって、非常に補助率もいいというか厚いもので、全国で活用されている市町村も非常に多くて、私もこれについて少し調べさせていただきましたけれども、地域おこし協力隊よりは多いんですよ。全然使い勝手もいい補助だし、こういうのがあったんだな、もっと早く知っていればよかったかなと思うぐらいなんですけれども、この進め方も非常に大事だと思うんですよ。予算取ったからただ地域に地域にというわけではないと思うんですけれども、今後の展開について、答弁の中だと町内会と連携しながら話合いをしながらというふうな、それは漠然としていますけれども、例えばモデル地区を指定して、1年間運用してみて次に波及させていくとか、どのような展開を持たれているのかについて伺います。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（太田信博君） 御質問にお答えいたします。

今後の展開といったところでは、まずこの集落支援員制度、こちらのほうの地域のニーズ、要は支援員さんになっていただく方という方は、地域にも精通している方が望ましいとされております。ですので、各町内に今28団体ほど町内会等がございますので、この団体の方々とどういったニーズがあるかというのをしっかり把握した上で、そのエリアとかも含めて、あと役割、そういったものをしっかり聞きながら決めていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 総務省の補助事業の集落支援事業ですから、そんなに乱暴にあれもこれもということではないと思うんですが、担当課としてどのようなことをイメージしているのか。例えば集落支援にはこのようなイメージの人を使いながら、こういう活動をしていながら、そうすれば町の地域課題、コミュニティー課題も解消されるのではないかなというような想定をお持ちでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（太田信博君） この集落支援員制度につきましては、まず最終的には、集落の維持活性化といったところにつながる専門員であるといったところ です。その維持活性化に向けた対策をするためには、まず地域の分析というのが必要と。その上で今後の集落の在り方というものを地域の住民で話し合いをするといった、そういった過程が必要であります。また、これも集落支援員制度の中で必要だと位置づけられている活動内容であります。ですので、大きくまず活動するための内容といたしましては、地域の把握、それと話し合い、それに話し合いの結果を踏まえた集落の対策といったところの活動であるというふうに捉えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 嫌み的に言うと、今答弁をして次年度の事業化に向けてどうやるかと言ったら、かなり無理があるんじゃないですか。私は何でモデルと言ったかという、もうできている集落だってある、集落という集落、大丈夫ですよ。（「はい」の声あり）集落だってあるわけで、地域課題を見いだしているところだってあるわけですよ。人がいない財源がないでどこも困っているんです。ただあまり乱暴なことができないので、モデルを選定していながら人を支援しながら課題をきちっと出してもらったり活動内容を報告していただいたりするということぐらいの、今10月ですから、そうじゃないと来年度の事業化というのはちょっとどうなのか。今から話し合ってどうのこうのと言って帳面づらだけ合わせてやっていってという話にしかならないので、もう実際やっているところがあるので、十分お分かりだと思うんですけども、そういうところと話をしながら取りあえずモデルですからやって、モデルで失敗したら変えて本格的運用をどうするかというぐらいの柔軟性があってもいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（太田信博君） 議員御指摘のとおり、結果的にそのニーズの調査をした上で、そのモデル地区になる場合もあるかと思っております。逆にほかの地域の方も知らなかったということにならないように、しっかり調査をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 意外とさっき地域おこし協力隊よりは認知あると言いながら、集落支援事業について認知はあんまりされていないんだと思うんですね。だから、町内会さん自治会さんのところに出かけながら、こういうふうな事業やっているところも、私調べただけでも広島、新潟、熊本、北海道ニセコだけでも総務省のホームページに出てくるとおり、メニュー様々なんです。これをやれということではないんです。地域の今ニーズに沿ったものは何ですか、じゃあそれ調査してくださいね、高齢者の見守りがそうなのであればそうだし、イベントやるにも人がいないんだしたらそこに手助けだったり、レク活動だったり草刈り事業だったり、もう祭りの補助だということもあるところもあるしね。様々なものができるというこの非常に柔軟性のある事業ですので、ぜひこれをPRしていただきながら地域を活性化していただきたい。何でかというやはり人に行くんです。みんな働いているんです。でも今の町内会の役員さんもどんどん定年間近とか定年した人たちが多くなって行って、ほぼボランティア活動でやっているものが、年間40万でも何ぼでも少しの人件費になったりとか活動費が出たりすれば、町内会費、皆様からうちの町内会ですと年間2,400円頂きながらやっているんですけども、それだって足りているわけではないわけですね。町に願って同僚議員が草刈りの話をしましたけれども、吉里吉里とか草刈りし過ぎだとかやゆされますけれども、決して好きなんではないんです。やらないといけないと思うから皆がやっているんです。でも町の予算は、町内会は年間3万円しか出せませんとか言うから、みんなボランティアでやっているんです。勘違いなさらないでください。そこにこういうものがあれば、非常に使い勝手がいいんだろうなと思うんです。頑張っているところに手を差し伸べる事業があつていいんだと思うんです。

補助金というのは、既にやっていたら駄目だということじゃないですか。先にやっているからいいじゃないですかという話をするじゃないですか。今からやっていないところに補助つけるから頑張れという、先駆的にやっているところに応援してください。そういう姿勢じゃないとやる気が出なくなるんですと私は思いますが、どうですか。嫌みです

よ。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（太田信博君） ありがとうございます。確かにいろいろ御指摘がございますけれども、まず集落支援員制度自体の御紹介ちょっとしたいなと思います。総務省のほうで分析等も行っておりまして、公表されております。その中には専任と兼任というのがございまして、専任という方は多くが60代の方が占めている。それと60代の方が、前職はどういったお仕事をされていたかというのを統計を取ると、会社員であったりとか、あと公務員であったりとかそういった方々がなられているといったデータが公表されております。あわせて活動費のところなんですけれども、人件費のところも、統計的には全体的に1週間当たり30時間から40時間が最も多いと。なので、これ割り返すと大体1日に6時間から8時間程度の業務といった形になるろうかと。賃金については大体10万から20万円程度だといった内容となっております。いずれこの活動、報酬の財源補填というのもございますけれども、そのほかにもその活動に必要な経費というのもの、その中には含まれてくるものですので、こういったものをしっかり研究しながら、制度、来年度の事業化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 課長、支援をするのかしないのかという部分、やっているものに支援をしますかという大事なところを教えてください。

○協働地域づくり推進課長（太田信博君） 積極的に活動されているところも、そのとおりさらに活性化になるように、地域の力がみなぎるようにやっていただくところに対しまして、引き続き支援していきたいというふうな考えであります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） もちろん集落支援事業について当町はやっていないので、先走ってということではなくて、私はソフトの話をしていたんですよ。ここにパッケージで、このようなことでやったらどうですかと言ったらばこっと当てはまる地域があるのではないかと。吉里吉里以外でもあると思うんです。なので、今、課長答弁したように、専門員となる専任となる人については、誰でもいいわけですよ。ただそれだけの就労というか時間がある程度働いていない。でも、兼任の場合だとそうではないわけですよ。会社稼ぎ、パートさんでもいいだろうし、そういう感じのものの制度設計ですので、そこはあまり型にはめないで話をしながら事業化に向けてやっていただければ、非常に活用がしやすいし、これだけ国のほうで数字だけで見ると、単年度で何千人、地域おこし

協力隊と同じ規模ぐらいはあるので、非常に地域としても使い勝手のいいメニュー、予算であるし、町の財源をそれ分投じなくてもいいという話にはなるとは思います、金の話だけではなくて、あくまでソフトがあつての財政支援だと思いますけれども、そのようにぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それでは郷土館、私もこの郷土館というものを一般質問で取り上げるのは初めてです。何でかという、町長の所信表明に郷土館の整備と出たのは、私は初めてだと思って聞いていたんですが、どうなんでしょう、これ事実でよろしいんでしょうかね。いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） そのとおりであります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 所信表明の中には、郷土芸能1億円、郷土館3億円という基金の整備というふうな具体的な数字はありませんでしたけれども、町長の公約にあったということで、ばふっとした数字なのかそれとも何か想定して3億円という数字が独り歩きしちゃ駄目だと思うんですけども、郷土館を造るとなったら3億円では済まないわけです。ではなくて、何かを改修しながらそういうものを整備していく、取りあえず3億程度を積んでおいて、振れて5億か振れて2億かみたいなもののイメージなのか、そこから辺全然私分らないので、何を想定しているのかちょっとお聞かせいただきたいとします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 3億円が独り歩きというのは、そのとおりだと思います。目標として掲げたのでありまして、新規にやるのか、そうなれば3億円では間に合わないと思いますし、改修も考えられますのですけれども、やはりそれはこれから、先ほど答弁したとおり、どれほどのものがあるかということをしつかりと把握する必要があるだろうと。ただし、行政としてこれまでずっと基金も設けておりますから、その整備のための目標値と3億円定めただけで、あとはこれから精査をする中で、取組状況は新規含めて、どこか既存の施設の改修を含めて、これからしっかりと準備を含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 先輩議員の中にもこの基金について取り上げた議員がおりました

けれども、改めて聞きますけれども、この郷土館整備に向けた基金の現在高について教えてください。

○議長（小松則明君） 時間を止めてください。（「ばふっとでいいですよ」の声あり）
会計管理者。

○税務会計課長兼会計管理者（藤原英志君） 議員の質問にお答えいたします。

郷土館建設基金につきましては、令和5年8月末現在3,957万1,492円でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 約4,000万あるということですよ。それを3億ぐらいまで積み足す目標をしながら、それをやっている間に事業計画を精査していくというようなことでよろしいですよ。久方ぶりという言い方が適当なのか分からないけれども、文化財専門員がようやくと言っていいんだと思いますけれども2名採用になった。議会に報告の義務はないので改めて聞きますけれども、この専門員さん2名というのは今現在どのような業務をなされているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習班長。

○生涯学習班長（佐々木一方君） 生涯学習課長に代わりましてお答えさせていただきます。

今年度令和5年4月1日に採用になりました文化財専門員2名の現在どのような業務をしているかということですが、まずこの2名につきましては町外出身者ということもありまして、まず町内の指定文化財ですとか遺跡など、今町内めぐっております、その把握に努めているところではございます。また、町内で郷土芸能が披露されるイベント、例えばかがり火の舞ですとか、あるいは先日開催されました吉里吉里祭り、大槌まつりなど、伝統文化に触れる機会を積極的に取っているところに加えて、庁内、中央公民館内に保管されておりました前川家関係の掛け軸の状態記録調査ですとか、あとは町内の神社仏閣において所蔵されております古文書などについて、関係者による調査に同行するなど、町内の文化財の掘り起こしにも取り組んでおります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 端的にお答えください。今、町内にある文化財とかそういうものを、町外の人なのでよく分からないから、もうゼロベースからやっているという話なんですよね。いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習班長。

○生涯学習班長（佐々木一方君） 最低限の知識はもちろん持ち合わせている人にはなるんですけども、町内の指定文化財ですとかそういったものにつきましては、ゼロベースからのスタートになっております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） もちろん知見者、知見がある方を採用しているとかそっちのことではなくて、町の文化財の数量、全量検査とか調査とかとありますので、ゼロベースからだとかなりな時間を要しますよね、まず現状把握するだけでも。ということは町長が公約で掲げる基金を積んで、それだっけすぐ3億に行くものではないので、こういう数字が上がると独り歩きするんですよ。もう令和7年ぐらいには郷土館ができるんじゃないかみたいな話になると、これもまた独り歩きしてしまうので、今からがゼロベースで調査があって3年4年かけていきながら、どの程度の規模を収蔵しようかということと既存の建物に3億円かけて改修するのか、そこら辺も精査しながら行くというようなことでよろしいですか。

○議長（小松則明君） 生涯学習班長。

○生涯学習班長（佐々木一方君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 最後に、課長・係長、ようやっという感があります。

答弁書を見て改めて思うんですけども、行政改革の課題であった人件費の抑制というところだけを抜き取ると、課長補佐・係長制にすることによって、人件費というのは上がっていくように答弁とすれば捉えられるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 現在の体制は、震災前の職員137名体制での班長制というところを視野に、組織体制を詰めてきました。現在の仕事状況等を見ると137名体制だとやはり困難だということもあるので、職員の数がやはり150名弱ぐらいにはなりそうかなというふうに考えております。なので、トータル的に考えると課長補佐・係長制を入れる入れないにかかわらず、どうしてもある程度の人数はやはり仕事をする上では必要かなというふうな認識でおります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） もちろん課長が1人いて班が3つぐらいあったユニット、私の表現でユニットよりは課長、課長補佐、係長、係長が今の班長なのであれば、もちろん人

的に増えないといけないだろうし、ずっと出ているとおりにいろいろな業務が入ってきますので、これ以上職員数を減らしていくと業務過多になってしまう、新しい発想が出ない、予算も取りに行けない。もう義務的事務処理で手いっぱい、発展もないといううなので、それは致し方ないとは思っておりますので、いずれ行政改革、組織改革があるときには、真剣に取り組んでいるんでしょうけれども、失敗を取り戻すという意味でもぜひ頑張ってくださいと思います。今回の一般質問については所信表明ですので、具体的なものの掘り下げというのはそんなに行われていないので、あえて聞いたところもあるんですが、4年前の所信と同じものもありました。そういう意味では、この4年間はコロナだったり条例の不備だったりおしゃっちに係る諸問題であったり、町の発展が一部止まっていたと。ジビエとかサーモンは別ですけれども、しかしながら今後は、今の所信に表れたものをきちっとスケジュール管理をしながら、それを我々が議員として議会として注視しながら進捗状況を管理しながらやっていきたいと、そのように思いますので、今後一般質問に立つ機会がありましたらそれらの進捗について、きちっとタイムリーなものを出していただければ、業務過多にならないでスムーズになると思います。よろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君の質問を終結いたします。

14時35分まで休憩いたします。

休 憩

午後2時20分

○

再 開

午後2時35分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

佐々木慶一君の質問を許します。御登壇願います。佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 創生会の佐々木慶一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問に入らせていただきます。

町内の避難所・避難場所・避難道についてでございます。

令和4年3月29日に岩手県から日本海溝・千島海溝沿い最大クラスの断層モデルに加え、過去に県内で発生した最大クラスの津波も対象とした浸水想定が発表されました。これを基に大槌町の浸水想定シミュレーションを行った結果、対象となる津波は東日本大震災津波であり、発生時間帯を満潮時とするとともに地盤沈下も考慮した津波想定

域が公表されました。その結果、近くに避難所がない大ケ口地区については、新たに避難所とともに避難所まで行く避難道路も整備される予定となったのは非常に喜ばしいことで、近隣住民にとっては、一日も早い完工を望んでいることと思います。

一方、新たな浸水想定に限らず、従来からも避難場所や避難道路について問題になっている地域もあると思います。現時点で当局として、避難所・避難場所あるいは避難道路として課題があると認識している場所と、その対応をどのように考えているかを伺います。特に、大槌稲荷神社に行くための避難道路の危険性については、以前の一般質問でもお伺いしたところですが、「岩手県発表の最大クラスの地震津波の影響を踏まえた上で対応検討する」とのことでした。現在どのような方針となっているかを伺います。

2つ目に、今後の大槌町の復興における課題についてでございます。東日本大震災後、12年半が経過し、各種復興事業はほぼ完了しました。今後の大槌町の真の復興を目指し、進むべき道を考えるとき、「ハード面」「産業・観光・生業の観点」「コミュニティの再構築」等、様々な視点があると思いますが、それぞれの視点で現状の認識と課題、また今後の取組について当局としてはどのように進めるべきと考えているかをお伺いします。

特に大槌町としては最重要課題と思われる「産業の振興」の観点から、「特定地域づくり事業協同組合」に見られるような、現状産業の振興施策、あるいは「地域おこし協力隊」の活躍によるなりわいの場の創出や協力隊の地域への定着といった小さな雇用の積み重ねや、状況によっては町長自らが県や国に出向いて、大槌町のPRとともに大きな予算を引き当てるといったような取組を加速すべきと考えますが、当局の考えを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 佐々木慶一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、避難所、避難場所や避難路についてお答えをいたします。

津波における避難については、大槌町津波避難計画において、避難困難想定区域を設定しておりますが、避難困難地域でかつ居住のある大ケ口地区の避難施設の整備が、最重要課題であると認識をしているところであります。避難道路については、避難路と避難経路があり、避難路は国・県・町が指定する公の道路で、避難経路は自主防災組織や地域住民が設定する避難する場合の経路となります。避難路については、公が管理する

道路となっており、管理者において適切な管理がなされたものと考えております。また、避難を行う際の誘導看板につきましては、他自治体に比べて数が少ない状況にあることから、今年度内に、指定緊急避難場所の表示看板の設置と併せて追加で設置することとしております。大槌稲荷神社への避難経路については、岩手県が昨年3月に新たな津波浸水想定区域を公表した後、昨年9月に補助制度の創設に向けて、議員の皆様にご説明を行いました。この補助制度を創設した際には、その他の個人財産の修繕や地域からの要望に対して実施されていない町道の修繕を優先すべきなど、個人財産への公金の支出について様々な御意見をいただき、補助制度創設には至っていない状況となっております。

次に、今後の大槌町の復興における課題についてお答えをいたします。

当町では、平成23年度から令和4年度にわたり実施した復興交付金約1,210億円を活用した復興事業は完了いたしました。

しかしながら、今後の町の将来を考えると、少子化・高齢化・人口減少に加え、昨今の急激な社会経済情勢の変化を起因とした諸問題が山積しております。「ハード面」につきましては、防災集団移転促進事業の移転元地の利活用について、有効活用に向けた取組を加速させる必要があります。新たな地域産業の育成を念頭に、地域住民や事業者と連携し、活用方法について検討してまいります。

また、新たに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の特別強化地域に当町が指定されました。指定に伴い、本年6月に大槌町津波避難計画・推進計画を策定し、現在は緊急事業計画の策定に取り組んでおります。今後につきましては、国からの補助金等も活用し、防災・減災対策の強化を図ってまいります。

「産業・観光・生業の観点」につきましては、水揚げ不振、鳥獣被害、離農などにより生産人口が減少しております。課題解決に向け、官民一体となって取り組んできた「岩手大槌サーモン」と「岩手ジビエ大槌鹿」は生産と流通の拡大が進められ、その知名度は順調に高まっております。

今後につきましても、そのブランド力の向上を側面支援するとともに、新たな大槌ブランドの開発・研究や生産性の向上及び安定収量の確保、担い手の確保・育成を進めてまいります。

「コミュニティの再構築」につきましては、協働による地域づくりをさらに進めて

まいりたいと考えております。現状では、震災後に活動休止を余儀なくされた自治会町内会等の活動が再開するとともに、新たな地域コミュニティが立ち上がるなど、様々な課題を抱えながらも、住民が主体となった様々な人の集まりやつながりが広がりつつあると認識をしております。

今後につきましても、協働地域づくり推進指針に掲げる「おもっせえ」おおつちの実現を目指し、さらなる活動支援等の充実を図ってまいります。

当町では避けては通れない幾多の課題に対応していくため、課題と対策を整理した第9次大槌町総合計画「後期基本計画」の策定に昨年度から取り組んでおります。

「後期基本計画」は令和6年度から令和10年度までの5年計画であり、様々な視点から、「現状の認識」、「強み」と「弱み」等を踏まえ、今後の取組を計画に反映させてまいります。

次に、今後の産業振興の取組についてお答えをいたします。

町では令和3年度から地域おこし協力隊制度を活用した地域課題の解決に向けた取組や、先日、設立した特定地域づくり事業協同組合を活用した地域の産業の組合せと、担い手の確保などの取組を進めてまいりました。

人口減少・少子高齢化などにより、担い手不足が深刻になり、地域産業を持続可能にすべく、地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合により、都市部からの人の流れ、あるいは働き続けられる場所をつくり、担い手の確保と人材を育成できる体制を強化していきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、小さな雇用の積み重ねを大切にし、活動や成果を町内外にPRしながら、地域産業の維持と発展に、議会の皆様の御協力もいただきながら、今後ますます積極的に取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） それでは答弁いただいた順に再質問させていただきます。

まず町内の避難所・避難場所・避難路についてでございます。

大槌町の津波避難計画で、避難困難想定区域に指定されました大ケロ地区ですけれども、ここについては、新たに避難場所を設けるという方針が示されたことは、地域住民も非常に喜ばしく感じていることと思っております。この避難場所整備について、幾つか確認したいので質問させていただきます。整備するのは、位置づけとして避難場所なのか避難所なのか。避難場所であれば、私の認識だと有事の際に一時的にそこに避難するスペ

ースだということなので、建物の概念はなかったんですけども、そうするとこのエリアには、もし避難場所だとすると建物は造らないのか、造るとしたらどれほどの広さなのかという点で、まず避難場所なのか、避難所なのか定義の部分から確認させていただきます。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 大ケ口に整備するのは避難場所でございます。と申しますのは、今回の整備に当たりましては日本海溝・千島海溝の特措法の適用を考えておりまして、特措法の中のメニューに避難所の整備というものはございません。ですので、今回整備するのは避難場所になります。そこに建物という話ですけども、建物は簡易な建物を整備いたします。それは避難場所の寒冷地対策ということで、寒さ対策のために整備をするということになります。（「大きさとか」の声あり）

○議長（小松則明君） 広さについて。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 敷地面積は現在のところ1,200平米を予定しておりまして、対象建物はその半分の600平米を予定しております。これは大ケ口の65歳以上の方々、今大ケ口の人口に対して約500人おられます。その方々がここに避難することを想定いたしまして、500平米、1人1平米で500平米、プラストイレなどの施設整備をしたことを考えて600平米を仮定しております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 分かりました。性格としては避難場所なんだけれども、天気の悪いときもあるでしょうし、雨降ったり寒い時期に避難することもあると思うので、あれだけの人数が避難するスペースとしたら、ただの広場じゃなくて建物であるべきだという考え方の設計なんだろうと思います。ということは避難所となると、普通は長期間生活することを前提とした構造になると思うんですけども、そうじゃなくて、最低限のトイレとか水とかはあるだろうけれども、人が収容できるだけの面積で600平米の、実質人が入る部分として500平米、500人だと1人1平米ということなんで、全員が例えば寝転がってという状態は想定されていないんだと思うんですね。本当に一時的に避難する場所だという建物になるように聞こえるんですけども、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） お答えいたします。

あくまでも避難場所の想定ですので、政府の決めている1人1平米で、避難所のよう
に横になって休むというような想定はございません。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 分かりました。であるにしても、地域住民の浸水想定区域に指
定されている地域住民が避難するスペースとして確保してもらえるとすることは、非常
に喜ばしいことだと思います。ぜひ進めていただきたいと思います。

この避難場所として整備する土地というのは、町で所有している土地なんですか。そ
れとも私有地なのか。私有地だとしたら町が買い取るという前提で考えているのかをお
伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 現在考えております
大ケ口の墓所に隣接する土地につきましては私有地でございます。最終的に設計が整
いましたら、地権者さんと交渉いたしまして、買上げをするということを想定しており
ます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 分かりました。私有地ではあるけれども買い取って事業を進め
るということで、理解しました。その際に、今のお話ですと事前に調査したりとか測量
したりとか買い取ったりとか、あるいは避難場所といってもそこに行くまでの道路を整
備したり、あるいはその避難場所自体の整備をしたりということも必要になってくる
と思うんですけども、そういったものを含めて、この事業の総額としてはどれだけの規
模のものになるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 現在のところ、測量
設計業務委託を実施しているところでございまして、設計の案が何件か出てきておりま
す。これによりまして、金額がかなり違いますので、幾らということを実時点では申し
上げられません。

○議長（小松則明君） 慶一議員、この通告書の部分で大ケ口のほうを聞きたいのか、
（「両方です」の声あり）両方、そうですか。分かりました。佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 今、議長から御指摘ありましたけれども、この後、大槌稲荷神

社の避難道のほうも通告書で質問していますけれども、その前に大ケロ地区の状況も一緒に質問させていただいています。そこの理解も含めたいと思って、今質問させていただいています。

これだけの規模になると、結構な金額になると思うんですが、これはもちろん町単費じゃなくて、国の補助も入るといふふうに理解してよろしいでしょうか。あるいはもし予定しているのであれば、何割ほど入るのかというところも分かりましたら教えてください。金額じゃなくて割合でよろしいので。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 日本海溝・千島海溝の特措法の事業認可になりましたら、国のほうから3分の2の補助が出ます。残りの3分の1に事業債等を充てることができますので、実質的に町で負担するのは約18%となります。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 分かりました。国の補助を受けた上で私有地を買い取って、恐らく18%となると高く見て10億ぐらいかな。安く見て数億かなと思うんですけども、補助でほぼ賄うんですけども、町の持ち出しも1億2億、もしかしたら出るかもしれないという感じ、そういう規模感じゃないかなと思います。この辺は詳細設計してみないと分からないんですけども、そういう形で事業を進めることになると思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。しかも一日も早く完成できればなと思っています。

続きまして、（「佐々木慶一議員、もう少しマイクに」の声あり）分かりました。先ほどお話が出ました大槌稲荷神社までの避難道路についてですけども、神社に避難するための道路については、避難道路とあと避難経路という表現があったんですけども、これは町道に関しては避難道路だと。今回私が取り上げている部分については、避難経路だというふうな認識でよろしいんですね。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 先ほど町長の答弁でもございましたように、国・県・町が管理するのが避難路になります。それ以外の私有地あるいは私道に関しましては避難経路となりますので、稲荷神社の裏参道は避難経路となります。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 分かりました。住民にとっては、大槌町指定の稲荷神社は避難所じゃなくて避難場所になっていますけれども、町指定の避難場所に安全に避難するということを考えた場合に、今言っているいろんな道路を通らなきゃいけないと思うんですけども、そういった点で、例えば自分の家からあるいは低地からでもいいんですけども、低地から避難場所に避難するための道路状況を考えたときに、当局としてその課題感は何か持っていますか。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 大槌稲荷神社には、今、議論になっています裏参道のほかに表に階段がございます。そちらのほうが低地から来るには近いわけですが。ただあの階段が非常に急なので、避難できない、階段を上げない方もいるというお話は聞いております。さて、そこで裏参道のところまで来たときに、東日本大震災津波の前までは安渡公民館ありませんでしたので、そこから二渡神社に上がるという方が非常に多かったと思いますが、現状ではあの位置まで行けば安渡公民館避難ホールに逃げていただいたほうが避難所でもありますし、安全であると私たちは考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 東日本大震災前は安渡公民館はなかったんですけども、安渡小学校はあったんですね。安渡小学校の敷地は避難場所でもあるし、避難所でもあったんですよ。ですけども、安渡小学校にももちろん避難した人もいました。ですけども昔からもう何十年とあの近辺の人たちは、神社のほうにも避難しました。実際に、あの場所にも当時は150人ほどの人が避難して、実際は避難場所だけじゃなくて避難所として数か月間過ごしたという実績があります。やはり地元の間人としたらば、例えば、今で言う公民館に上がるよりも神社に避難したほうが早いという人たちもいます。ということ考えた場合に、今、公民館があるからそっちに行けばいいんじゃないかというのは、ちょっと議論としては拙速に過ぎるかなというふうに考えています。

実際に何かあったときには、恐らく公民館も避難スペースとして整備はされましたけれども、そこで十分収容できるという保証もないし、昔からなれ親しんでいる稲荷神社のほうに避難する人は必ず出てきます。そこを例えばルールとして、稲荷神社には避難しないで、新しくできた避難ホールのほうを避難場所としなさいというふうな決め方で

仕切るという考え方もあるでしょうけれども、それはちょっと危険なところがあると思います。というのは、どうしても人は有事の際は、あらかじめルールが決めてあるからということでそのとおりに行動しないパターンがよくあります。東日本大震災のときも、事前に例えば車での避難はやめましょうとか、避難したら低地には戻らないようにしようとか、よく言われる津波てんでんこ、それぞれの人が自分の意思で逃げればみんな助かるんだと。家族を助けようと思って家に戻ったりすると、自分たちも犠牲になるから、そんなことをしちゃ駄目だよというのは、皆さん頭の中では知っていても、実際にそのとおりにやれなかったのが、あれだけの被害が出た一つの要因にもなっていると思います。近くに公民館が整備されたからそこに避難すればいいんじゃないかというふうに理解してそういうふうに決めたとしても、昔からの人は恐らくなれ親しんだ近くの神社に行くと思います。というのも想定しておかなければいけないと思います。当局もそうですけども我々議員もそうですし、地域住民としてもそういう状況が実際に起こったらどうなるだろうか。決め事でそこを判断してしまうと、誤ったこと、犠牲者が出てしまうことになると思います。極力そういう想定にこだわらない、捉われない、想定外の部分も考えておくことが防災にとっても重要なところだと思いますので、そこはそういうふうな認識を持っていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 町のほうとしまして、安渡の二渡神社に関して、避難場所として指定をしております。ですので二渡神社に一時的に逃げられる方がおられることは想定をしております。ただし、安渡での現在の避難所は安渡公民館の避難ホールです。ですので、一度二渡神社に逃げていただいた後も、避難長期化するようであれば安渡公民館のほうに移動していただきたいということを考えておまして、今度の11月11日の訓練でもそのような行動を促す予定をしております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 一時的な避難場所なので、神社のほうに避難して、恒久的には長期間になる場合には避難所となる安渡公民館のほうに避難していただくと、その考え方はみんな理解しているし、合っていると思います。ただ、ここで言いたいのは、一時的に避難するための道路が非常に条件が悪くて、実際に1年2年ほど前に行った避難訓練でも、リヤカーで避難しようと思ったら、わだちといますか道路が荒れていて、

そこにリヤカーのタイヤが取られて上れなくて、途中まで上ったんだけど、それ以上上がれなくて引き返したというようなことが実際にありました。そういう感じで道路の状況が非常によろしくないの、そういった面で整備する必要があるんじゃないか。避難するための道路として、道として危険性を住民としては感じているということでこのテーマを上げさせていただいているところでございます。言いたいのは、そういう避難場所として町が指定している場所に避難するためのリスクがあるといったときに、そのリスクを回避するのは、管理している町道は町でやるけれども、それ以外の私道は自分たちでやりなさいということなのか。であるとしたら、あまりにもその手をつける規模が大き過ぎて、住民では手に負えない規模ではないかなというふうに想定しています。そこは改めて、町当局でも考えていただきたいというふうに思っています。もちろん我々地域住民も、何かやろうというときには地域でも当然何がしかのお金を出し合って、その事業の補助はしたいという心意気はありますので、そこを踏まえた上で町指定の避難場所に避難するための危険性をどう判断するのか、どう評価するのかというところを理解してもらいたいなと思って、この質問をさせていただいております。

それから先ほどお話がありましたけれども、先般9月23日、安渡公民館も避難所として指定されているので、避難所の運営訓練もやっていました。これは大槌町主催で地域住民も交じって、実際に地域住民が動けるかどうか、どういう動きをしたらいいかということで実際に訓練をやってみたんですけれども、その訓練をする上で何か問題点、課題点等何か認識するところがあったら、ちょっとご答弁いただきたいんですが。

○議長（小松則明君） 答弁できますか。防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 9月23日の避難所運営訓練への御質問ということで、このときに実際行いましたのは、まず避難所の設営訓練ということで、避難者を受け入れるために避難ホールにファミリールームという各家族を収容するための仕切りを準備したり受付を準備したり、まずその設営を行いました。その後、実際に避難者役を定めて、避難所に避難していただきました。課題ということでしたけれども、受付に非常に時間がかかって、なかなか避難してきた方を中に入れることができなかったというところで反省があったと思います。なぜ時間がかかっているかということなんですが、コロナが5類に移行したとしても、避難所の中でコロナを拡大させるわけにはいきませんので、やはりコロナにかかっている方、それから発熱のある方などを分けなければいけません。そのトリアージにどうしても受付で時間かかって

しまう、そういったことで今回時間がかかってしまったわけですが、今後トリアージをいかに早くやっていくかということを検討して、受付時間を縮小していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 私も避難所生活は体験したので分かるんですけども、避難している人がどういう状況なのかということを全部把握し切れなくて、いろんなところから問合せがあったときに十分答え切れなかったという経験を踏まえて、確かにあのときに出された事前の調査票、ああいったデータ、情報があると非常に交通整理をしやすいなというふうな認識を受けました。ただし、今答弁にあったとおり、1人の人を処理するために時間が二、三分かかってしまう。たかだか二、三分かもしれませんが、それが何十人、何百人と来ると、受付の時点でもう長蛇の列となって、下手するとこんなに並んで入れないんだったらほかに行こうとか家に戻ろうとかということになりかねないので、まず一旦中に入れてからそういった整理をするという必要があるんじゃないかなというのは認識しました。これも恐らく、当局としても同じ感じだと思ったんですけども、それともう一つ、住民側として問題視したのは、当時と違って、先ほど答弁にあったとおりコロナという概念が出てきて、感染者と健康者との区分けをしなきゃいけないということで、使うスペース、使うエリアが割と多く必要になってきたという問題点がありました。それを回避するためには、今2階のほうに大きな空きスペースがあるんですけども、そこを活用するとかなり有効に感染者とかあるいは体調不良者等も収容できるなという感じは恐らく当局も持たれたと思います。その場合に、それを踏まえて問題に思ったのは、その場所というのは、実はほかの会議室等とは違って空調設備がないので、そういう感染者等を収容するにはふさわしくないスペースだなというところがありました。ここに空調設備があれば非常時の際の活用範囲としてはかなり広がるなというふうな認識を持ちました。あの公民館を設計するときに、実は非常時と平常時との使い方というのを十分考慮して設計したんですけども、今言いたいのは非常時だけの対応じゃなくて、例えば平常時の使い方という見方をしたときに確認しておきたいんですけども、協働地域づくり推進課長のほうにちょっとお伺いしたいんですが、去年の4月から民間のほうで地域住民が指定管理者として運用するようになったその前後で安渡公民館の使い方、使える人数といいますか、使用率について何か変化があったか、どういう認識をしているかということについてお伺いしたいと思います。定量的じゃ

なくてもよろしいです。定性的でもよろしいです。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（太田信博君） 安渡公民館の利用者数でございます。こちらのほうコロナの関係もあるので、平成30年度の利用者数になります。それが3,408人。それに対しまして、昨年度令和4年度の利用者数は6,120人とほぼ倍の状況になっております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 先ほどの、例えば二渡神社から安渡公民館に避難するという場合の問題点の一端としてちょっと考えられるところというところで、今再質問するんですけども、その場合に、ふだん使いでほとんど使用されていないスペースというのがありますか。

○議長（小松則明君） 指定管理者の兼用している町内会の会長さん兼議員さんが一番分かっているかなと思いつつながら、それを質問というのは、質問の言い方を変えていただければ。（「分かりました」の声あり）

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） ちょっと私も認識しているところあるんですけども、今認識している数字で、そういう感覚でいかどうかというのはちょっと不確かなところがあるので、そこを確認しようと思って、管理している当事者から聞こうと思って質問はしています。であれば、私の認識と違っているのであれば、逆にそこは否定してください。であれば逆に、今年の4月以降は利用者数も非常に増えているという認識をしています。その上で、ほとんど使われていないのが先ほどから話題になっている2階のスペースなんです。そこというのは何のことはない、今年の夏の暑さをイメージしてみると分かると思うんですけども、空調もないので暑くて使えたもんじゃないということで利用する人がいないんですよ。そこを先ほど来申し上げている平常時と非常時の使い方というのを考えた場合に、どちらにも効果があるような対応、ハードとしての対応を施設の管理者、運営管理しているというんじゃなくて、財産的に管理している当局のほうでその辺のところは対応考えていただけると、有事の際の活用も広がるし、平常時の活用範囲も広がるんじゃないかということで、ふだん思っているところもあります。この辺の対応について今後改善する可能性があるか、その辺のところ検討の余地があるかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（太田信博君） 通常時の利用があまり思わしくないというか、利用実績が少ないというところにつきましては、実際それが原因なのかどうなのか、あと時期というのもございます。そういったことを考えると、ちょっといろいろ状況とかそういったものはちゃんと聞いていきたいなというふうには思っております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 使っている人たちからはそういう声が聞こえてきているというのをまず認識していただきたいと思います。その上で、ふだん使いだけじゃなくて非常時の活用としても有効だということを総括的に考慮しながら検討していただければと思います。まずは検討段階からよろしくお願いします。

話が元に戻りますけれども、その避難道路についてなんですけれども、先ほど来申し上げているとおり、避難訓練等を行ってみてもあそこの道は危険だという認識を住民が持っている。ここまでこだわるのには東日本大震災の2年前に、大槌町で避難場所に指定してあるお寺、近くにお寺あるんですけれども、そこに避難する際に、車椅子とか足腰の弱い人が避難できない課題があるということから、600世帯1,400人の署名を集めて当時の町幹部に要望をしたことがあります。そのときは町内の代表者とか町会議員も2人ほど入っていただいて要望書を出したんですけれども、当時の幹部からは今6.4メートルの防潮堤があるので、津波が来ても長靴履いていれば逃げられるんだよという回答によって、その要望は聞き入れてもらえなかったという経緯があります。当時の主要メンバーの1人は、目に涙をためて帰ったという記憶を今でも鮮明に覚えています。そして東日本大震災の際には、その場所で車椅子の人とか階段を上れなかった人数人が犠牲になりました。当時の震災後の復興事業でお寺行きの道路というのは、現在の安渡公民館まで行くバリアフリーで行ける道路となって、これでもうお寺の階段を上れずに犠牲になる人は、もう今後は出ないと思いますというのを踏まえて、非常に我々としても後悔していて、そういう被害が出るということを予想しておいて危機感を持っていたので、地域で意思をまとめて署名簿を提出して要望したんだけどかなわなかった。その結果犠牲者が出てしまったという苦い経験を持っています。今回もそういう要望は別に毎年毎年出しているわけじゃなくて、これを前回出してから10数年ぶりに今回稲荷神社の避難道路についても、要望書を地域の住民は出しました。これもやはり同じように危機感を持って、あそこで実際に避難訓練をしてみて、こういう危険があるなというの

を認識した上で今回も同じく地域住民が数百名の署名を集めて、町に要望したと。それがまだ今かなっていないという声があるので、その声を代弁して今この場に立たせていただいています。というのを踏まえて、町当局としても真剣にあそこの状況を理解した上で対応を考えていただきたいなという思いで、今回質問をさせていただいております。

この項目の最後に町長のほうからもコメントをいただきたいんですが、今まで言ったように、町指定の避難場所であるということ、今の状況、それから過去の経験を踏まえて、今後起こり得る災害に備えるという視点で、今までの時点だと答弁にあったようなそういう認識だと思うんですけども、今日の議論を踏まえた上で、改めてあの場所の認識とそれから今後どういう対応が考えられるのか、検討すべきと思うのか、あるいは必要ないと思うのか。大槌町民の命を守るあるいは安全を守る町長の立場として、最後にこの件についてコメントいただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 東日本大震災津波を受けて、様々な思いをいたしました。やはり住民の命を守る、安全を守るということは必要でありますので、やはり避難路、避難場所、避難所、様々な形での整備というのは、やはり命を守る取組の中では必要不可欠なものだと思います。大槌稲荷神社だけではなくて、様々な形で避難経路があると思います。そういう中ではクリアしなきゃならないこともいっぱいあります。私道であることや、それをどうするかということもございますので、それは命を守るという大きなくくりの中で、しっかりとこれから考えていきたいと思います。

議員御指摘のとおり、大槌稲荷神社への避難経路につきましては、地域住民の方々の要望も十分承知をしていますので、それを大事にしながら、この在り方については、引き続き真剣に検討してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） ありがとうございます。住民の声による要望だということを実感に捉えていただくということで、ありがたい答弁をいただいたと思います。よろしく願いいたします。

それから続きまして、今後の大槌町の復興における課題についてでございます。

初めに通告書の質問に対する答弁項目が見当たらなかったのも、その点についてお伺いしたいと思いますけれども、現在の大槌町の最大の課題である雇用の創出、なりわいの再生ということについてですが、よく言われる企業誘致をして地域を活性化させよう

とか、雇用の場を広げようという声を聞くんですけども、例えば、町長が中央省庁に出向いてあるいは県内外の省庁に出向いて、大槌町のセールスマンとして大型事業の誘致を図るといような言われ方をよくするんですけども、こういったやり方というのは現在の大槌町の人口とかも総括的に考えて可能であるかどうかという点について、企業誘致の窓口となると産業振興課になるかもしれませんけれども、産業振興課としてはどういう認識でいるかお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

ちょっと答弁が抜けていたというか、町長がトップセールスをするのはもちろんのことでございます。それを踏まえまして、来週も実は町長と一緒にセールスに参りますが、日々関係省庁、それから国会議員の皆様、そういった各団体等に関しましては、今後も引き続き要請や要望、それからPR等も行っております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 言わずもがなということだと思います、失礼しました。それでよく言われる、ちょっと繰り返しになりますけれども大型企業を誘致するとか、あるいは例えば新しく事業を起こすにしても、外部からの来訪者等を迎える宿泊施設がないという声をよく聞きます。であれば、旅館とか民宿とかという施設じゃなくてビジネスマン仕様の一般的なホテル、例えば釜石なんかでいうと人口1万人の大槌に対して人口3万の釜石なんかだとルートインでありフォルクローロでありクラウンヒルズであるとかベイシティ、もろもろビジネスホテル的なものがありますけれども、そういったものが大槌では、そういった規模のものは見当たらない。まずそういうセールスマンとか事業者等と呼ぶためのそういう基盤整備というのも必要じゃないかと思うんですが、そういった意味で企業誘致の視点からあるいはそういった基盤整備のためのホテルを造るとかといった視点で考えたときに、現実性はありますか。あるいは何か課題がありますか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

復興需要が終息してそのような建築工事関係の事業が終息してございまして、需要が激減してございます。そういった中では、新たな宿泊施設を建てるというよりは、既存の町内にある民宿だったりホテルだったりというのを活用していただきたい。今般の補正にも、実はホテルは今インターネットで予約することが主になってきてございます。

そういった形で町内の宿泊施設にも、そういったインターネットによる宿泊の啓蒙を図る事業を今回の補正にも計上してございます。町内の宿泊施設は今回のコロナのこともございまして、かなり痛手を負っております。そういった中では、PRしながら町内の既存の宿泊施設等に御宿泊いただけるように、引き続きPRだったり販売促進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

大型企業誘致という視点では、近年、近隣市町村に電子部品であったり大型の企業誘致がございまして、しかしながら、どうしても昨今の人口減少に伴いまして、やはり生産人口を減少してございます。そういった意味で考えますと、新たな視点による産業づくりというのが必要ではないかというふうに認識してございます。その新たな産業づくりというのが、やはり地元企業を活用した新たな産業づくりということは今念頭に、地域の事業者の皆さんとワークショップを重ねながら検討している段階でございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 私も今この場で、例えばよく民間で言われるのは、大きな事業を持ってきて雇用をつくれればいいんじゃないかという声はよく聞くんですけども、恐らく現実的じゃないといえますかハードルがかなり高過ぎるんだと思います。それは相手もあることだし、呼ぶにしても地場にそういう労働力がなかったりとかという問題がいろいろあると思いますので、ハードルはかなり高いと思っている。であればどうするかとなると、例えば今ジビエとか大槌サーモンは規模が大きいのでちょっとまた別格かもしれないけれども、そういう地場でこつこつとできる小さな事業の積み重ねをするというのが現実的かなと。恐らく当局もそういうふうに認識していると思うんですけども、ただそのジビエにしてもサーモンにしても、サーモンはこれから拡大の要素が見えているんですが、こういった事業は成功例として大々的にPRはされていますけれども、今となっては何かその2つにちょっと誤解を恐れずに言うと、あぐらをかいてほかの事業展開がなかなか進んでいないんじゃないかな。ただ、進んでいないわけじゃなくて、これから進めようとしているという意味は感じます。例えば、地域おこし協力隊をどんどん導入して新しい雇用を生み出そうとか、先般説明にあった、おおつち100年之業協同組合といった形で、地場の産業を継続して育成して発展させていこうという考え方だと思うんですけども、こういった形で小さな事業をこつこつ積み重ねていくのが現実的には今の大槌の生き残るやり方としての一つの手法じゃないかなというふうに私は認識しているんですけども、その辺の認識合わせをしたいと思いますが当局の見

解をお願いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 議員には十分に御理解いただきまして本当にありがとうございます。それから、私どもが開催するワークショップ等にも御参加いただきましてありがとうございます。

まずは確かに小さい事業であったとしても、それが幾つも重なれば大きい集合になります。いずれ、今何も進んでいないかというわけではなくて、あぐらをかいているわけでもございません。いかにして新しい事業創出するかというソフト事業自体が、なかなか国の補助ございません。そういった意味でいうと復興庁の事業、これは100%事業でございますが、採択されまして今年も取り組んでございます。いずれにせよ、新しい芽がある事業を町内の事業者と一緒にタッグを組んで、引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、議会の皆様の御理解も得ながら今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 産業振興課の取組については、いろいろ拝見させていただいてますけれども、非常に活発に動いているなという認識は私も持っています。先ほどの大槌100年之業協同組合にしても、この辺まだ住民には制度の浸透というのはなかなかされていないと思うんですけれども、回し方によってはうまく閑散期の穴埋め等ができる仕組みにはなっているので、この辺の雇用する側と労働者との時間、特に時間的なマッチングがこれからポイントになってくるんじゃないかなというふうに認識しています。さらに、その労働者の労働時間の調整、この辺がうまく回れば地場の今、年間を通しての業務負荷の濃淡がある部分の穴埋めをできるという意味では、地場の産業の維持発展にはつながるんじゃないかなというふうに思っていますので期待しています。これらの事業はもちろん踏まえて、これから新たにそういった事業を展開していかなきゃいけないと思うんですけれども、そういった企画、実行する当局のエンジン役となるのは、産業振興課になると思います。これからますます拍車をかけていかなければならないという状況を踏まえたときに、産業振興課としての何か課題、特にマンパワーも含めて課題感があるのかどうか、今のままで十分なのであとはそういった事業どんどん取り込んでいくんだよということで考えていいのか、その辺のところの見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

地域おこし協力隊、それから特定地域づくり事業協同組合、それから先ほど芳賀議員からも御質問あった、例えば地域支援員、こちらは全部特別交付税で賄われてございます。特別交付税は、事業をいかに企画して実行するかという部分が非常に大きいんです。これは市町村の自主性が非常に求められた事業でございます。私どもとしては、職員のマンパワーもでございます。それから職員のモチベーションもでございます。祭り以後イベントが毎週続いていまして私も疲れているんですけども、すみません、ただ、私どもとしては町民の皆さんに寄り添いながら、私どもの使命感を持って取り組みたいと思っております。職員の総数には限りがございますので、そちらは総務課と町長とちょっと相談しながら取り組まなければなりません、引き続き町のこういった推進力になり得るべく、努力して邁進してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 失礼しました。当事者にこの質問するのはあんまりふさわしくなかったですね、失礼しました。という課題感の認識を持った上で、町長もしくは総務のほうで、これから大槌の産業振興していかなければならないというのが大きな課題なんだと。それを推進するに当たって今の組織体制を見たときの課題感があるのかどうか。先ほど、震災前の百三十数人体制では回し切れないので150人体制で運用するようになるかもしれないというところも踏まえて、産業を興すエンジン役になる部門の人材をどう確保するのか、今のままでいいのか、その辺の認識についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 人材の確保というところの点でございますけれども、来年度の組織の体制であったり、人員の配置を考える際、所属長に対して毎年ヒアリングは行っております。現在の仕事の状況、それと人員体制の過不足の部分がどうであるかといったところのヒアリング等させていただいて、それを踏まえて次の人事異動のところ反映させていきたいというふうに考えて、毎年行っているところでございます。職員の採用についてはやはり全体の世の中のパイというものもありますので、応募者数とかその辺もいろいろと影響があって、必要な人材が必ずしも確保できるとは言えないような昨今の状況もあるようですけれども、その辺はこれからも大槌町をPRしながら、

人材の確保ができるようにしていきたいなというふうには考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○6番（佐々木慶一君） 私今回は産業の振興という意味で、今組織に関しても産業振興課だけを取り上げてしまったんですけれども、これというのは実はその部門だけじゃなくてももちろん全部の部署に共通して言えることだと思いますので、庁内全般を横断的に見渡して、能力の面からマンパワーの面までトータル含めて大槌町を回していくためにはどういう人員配置がいいのかということも含めて、何とか大槌のこの町を元気に活力のある町に、みんなの総力を集めて取り組んでいただきたいという願いをして、本日の一般質問を終わります。

○議長（小松則明君） 以上で佐々木憲一君の質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日12日は休会とし、13日金曜日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後3時34分